

令和 7 年大府市条例一覧

公布日 令和 7 年 3 月 2 4 日

- | | |
|--------|--|
| 第 4 号 | 大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 第 5 号 | 大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 号 | 大府市職員定数条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 号 | 大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 8 号 | 大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 9 号 | 大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第 10 号 | 大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 11 号 | 大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 12 号 | 大府市職員の旅費に関する条例及び大府市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 13 号 | 大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 14 号 | 大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 15 号 | 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 16 号 | 大府市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| 第 17 号 | 大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例及び大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 18 号 | 大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 第 19 号 | 「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の一部を改正する条例 |

- 第 2 0 号 大府市手数料条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 号 大府市旅館等の建築の規制に関する条例及び大府市開発等事業の手續及び基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 2 号 大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 3 号 大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例
- 第 2 4 号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 2 5 号 大府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 2 6 号 大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 7 号 大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 8 号 大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第 4 号

大府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第 17 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 18 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 19 条―第 22 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 23 条・第 24 条）

第 3 章 雑則（第 25 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（一般原則）

第 3 条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）の人權に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う利用乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第4条 乳児等通園支援事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意を払い、及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、避難及び消火に関する訓練を毎月1回以上行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画

の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的条件)

第7条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実務に関する訓練を受けた者でなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第8条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第9条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所と併せて設置する他の社会福祉施設等との間で設備の一部を兼用し、又は職員の一部を兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第10条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第13条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を当該乳児等通園支援事業所に備えなければならない。

(運営規程)

第14条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第18条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつ

て、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第19条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項

		各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられている

こと。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

（職員）

第20条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する愛知県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等

通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第21条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第23条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第24条 第21条及び第22条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

この場合において、第21条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第22条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第25条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第 5 号

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大府市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大府市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 特定個人情報 法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 13 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 15 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （5）・（6） 略 別表第 1（第 4 条関係）	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） 略 （2） 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。 （3） 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 （4） 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 （5）・（6） 略 別表第 1（第 4 条関係）

改正後			改正前		
	機関	事務		機関	事務
	8 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		8 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大府市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」

改正後				改正前			
			という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学・就職準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付				という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは<u>進学準備給付金</u>の支給に関する情報（以下「外国人保護関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」とい

改正後				改正前			
			等」という。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの				う。)の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第 6 号

大府市職員定数条例の一部を改正する条例

大府市職員定数条例（昭和45年大府市条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大府市条例第 2 号）第 2 条第 3 項又は第 5 項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第 1 項に規定する職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。 （1） 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員<u>65人</u>を含む。） <u>550</u>人 （2） 水道事業及び下水道事業の職員 <u>25人</u> （3）～（7） 略	（職員の定数） 第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員の数は、次の各号ごとに、定年前再任用短時間勤務職員の 1 週間当たりの勤務時間（大府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年大府市条例第 2 号）第 2 条第 3 項又は第 5 項の規定により定められた勤務時間をいう。）の総数を、同条第 1 項に規定する職員の 1 週間当たりの勤務時間で除して得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り上げた数）とする。 （1） 市長の事務部局の職員（社会福祉事務所の職員<u>60人</u>を含む。） <u>540</u>人 （2） 水道事業及び下水道事業の職員 <u>30人</u> （3）～（7） 略

改正後	改正前
(8) 教育委員会の事務部局及び学校の職員 <u>55人</u> 2～4 略	(8) 教育委員会の事務部局及び学校の職員 <u>60人</u> 2～4 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第 7 号

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

大府市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和56年大府市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表（第 3 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>1, 064, 000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>879, 000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>790, 000円</u></td></tr></table>	職名	給料月額	市長	<u>1, 064, 000円</u>	副市長	<u>879, 000円</u>	教育長	<u>790, 000円</u>	別表（第 3 条関係） <table><tr><th>職名</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>市長</td><td><u>1, 053, 000円</u></td></tr><tr><td>副市長</td><td><u>870, 000円</u></td></tr><tr><td>教育長</td><td><u>782, 000円</u></td></tr></table>	職名	給料月額	市長	<u>1, 053, 000円</u>	副市長	<u>870, 000円</u>	教育長	<u>782, 000円</u>
職名	給料月額																
市長	<u>1, 064, 000円</u>																
副市長	<u>879, 000円</u>																
教育長	<u>790, 000円</u>																
職名	給料月額																
市長	<u>1, 053, 000円</u>																
副市長	<u>870, 000円</u>																
教育長	<u>782, 000円</u>																

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第8号

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和45年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	議員報酬月額	区分	議員報酬月額
議長	<u>550,000円</u>	議長	<u>545,000円</u>
副議長	<u>497,000円</u>	副議長	<u>492,000円</u>
常任委員長	<u>473,000円</u>	常任委員長	<u>468,000円</u>
議会運営委員長	<u>473,000円</u>	議会運営委員長	<u>468,000円</u>
議員	<u>463,000円</u>	議員	<u>458,000円</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第 9 号

大府市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大府市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(初任給、昇給、昇格等の基準)	(初任給、昇給、昇格等の基準)
第 6 条 略	第 6 条 略
2 ・ 3 略	2 ・ 3 略
4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を 4 号給 <u>(行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 7 級以上であるものは、3 号給)</u> とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 <u>次に掲げる</u> 職員の第 3 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期	5 <u>55 歳（市長が規則で定める職員にあっては、56 歳以上の年齢で市長が</u>

改正後	改正前
間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 (1) <u>55歳（市長が規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの）を超える職員</u> (2) <u>行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員</u> 6～8 略 (扶養手当) 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ	<u>規則で定めるもの）を超える</u>職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。 6～8 略 (扶養手当) 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）</u>に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員<u>（以下「行(1)9級職員等」という。）</u>に対しては、支給しない。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてそ

改正後	改正前
の職員の扶養を受けているものをいう。 (1)～(5) 略 3 扶養手当の月額、<u>前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき13,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員にあっては、3,500円）とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が規則で定める。</u> <u>第13条 削除</u>	の職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6) 略</u> 3 扶養手当の額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>については1人につき6,500円（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員（以下「<u>行（1）8級職員等</u>」という。）にあっては、3,500円）、<u>前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については1人につき1万円とする。 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「<u>特定期間</u>」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 <u>第13条 新たに職員となった者に扶養親族（行（1）9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行（1）9級職員等から行（1）9</u>

改正後	改正前
	<u>級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u> <u>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行(1)9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）</u> <u>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行(1)9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）</u> <u>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行(1)9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となった日、行(1)9級職員等から行(1)9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行(1)9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行(1)9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これら</u>

改正後	改正前
	<u>の日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行（１）９級職員等以外の職員から行（１）９級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行（１）９級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行（１）９級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその日の属する月）から行うものとする。</u> <u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u>

改正後	改正前
(住居手当)	(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族（行(1)9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)9級職員等が行(1)9級職員等以外の職員となった場合</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)8級職員等が行(1)8級職員等及び行(1)9級職員等以外の職員となった場合</u> (5) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)9級職員等以外のものが行(1)9級職員等となった場合</u> (6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行(1)8級職員等及び行(1)9級職員等以外のものが行(1)8級職員等となった場合</u> (7) <u>職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u> (住居手当)

改正後	改正前
第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅（市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項から第3項まで</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定	第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) 略 (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市長が規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2・3 略 (通勤手当) 第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この項及び次項</u>において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2)・(3) 略 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

改正後	改正前
める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（<u>次項</u>において「運賃等相当額」という。） (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額	める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(<u>以下この号において「運賃等相当額」という。）</u>。 <u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）</u>が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>） (2) 略 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して市長が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（<u>1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第1号に

改正後	改正前
3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> 4～7 略 （単身赴任手当） 第15条の2 略 2 略 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u>	定める額又は前号に定める額 3～6 略 （単身赴任手当） 第15条の2 略 2 略 3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる

改正後	改正前
4 略 (管理職員特別勤務手当) 第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした場合に</u>、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u>とする。	ものとして市長が規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 略 (管理職員特別勤務手当) 第19条の2 管理職員特別勤務手当は、第10条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理監督職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日若しくは勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した場合に</u>、当該職員に対して支給する。 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した場合は</u>、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

改正後	改正前
(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 (2) 略 4 略 (期末手当) 第20条 略 2 略 <u>3</u> <u>前項</u>の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 <u>4・5</u> 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命	(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額<u>(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</u> (2) 略 4 略 (期末手当) 第20条 略 2 略 <u>3</u> <u>定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</u> <u>4</u> <u>第2項</u>の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 <u>5・6</u> 略 (勤勉手当) 第21条 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命

改正後	改正前
権者が支給する勤勉手当の額の<u>総額</u>は、<u>前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額</u>を超えてはならない。	権者が支給する勤勉手当の額の、<u>次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</u> (1) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員</u> 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の<u>総額</u> (2) <u>前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の<u>総額</u>
3 略	3 略
4 <u>第20条第4項</u>の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>同条第4項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。</u>	4 <u>第20条第5項</u>の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、<u>同条第5項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。</u>
5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)	5 略 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

改正後	改正前
第25条 第6条及び第12条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (雑則)	第25条 第6条、第12条、第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 (雑則)
第28条 給料、管理職手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は市長が規則で定める。	第28条 給料、管理職手当、 <u>扶養手当</u> 、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は市長が規則で定める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		

11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700			
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000			

67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300			
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500			
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700			
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000			
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300			
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500			
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700			
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500				
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800				
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000				
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200				
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500				
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800				
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000				
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200				
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500				
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800				
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000				
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200				
86	256,000	297,100	346,000						
87	256,300	297,400	346,400						
88	256,600	297,700	346,800						
89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						

95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						
98		300, 600	350, 200						
99		301, 000	350, 600						
100		301, 400	351, 000						
101		301, 600	351, 500						
102		301, 900	351, 900						
103		302, 200	352, 300						
104		302, 500	352, 700						
105		302, 700	353, 200						
106		303, 000	353, 600						
107		303, 300	353, 900						
108		303, 600	354, 200						
109		303, 800	354, 700						
110		304, 200							
111		304, 600							
112		304, 900							
113		305, 100							
114		305, 300							
115		305, 600							
116		306, 000							
117		306, 200							
118		306, 400							
119		306, 700							
120		307, 000							
121		307, 400							
122		307, 600							

	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192, 000	円 219, 500	円 260, 000	円 279, 700	円 294, 900	円 320, 600	円 362, 700	円 396, 200	円 448, 000

別表第 2 （第 4 条関係）

行政職給料表（ 2 ）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	185, 700	227, 700	247, 600	280, 400
	2	187, 400	228, 500	248, 700	281, 100
	3	189, 100	229, 300	249, 700	281, 800
	4	190, 800	230, 100	250, 700	282, 500
	5	192, 500	230, 800	251, 700	283, 100
	6	194, 200	231, 600	252, 900	283, 700
	7	195, 800	232, 400	254, 000	284, 300
	8	197, 400	233, 200	255, 000	284, 900
	9	199, 000	234, 000	256, 100	285, 500
	10	200, 500	234, 700	257, 100	286, 100
	11	202, 000	235, 400	258, 000	286, 700
	12	203, 500	236, 100	258, 500	287, 200
	13	205, 000	236, 800	259, 100	287, 700
	14	206, 500	237, 400	259, 500	288, 200

15	208, 000	238, 000	259, 900	288, 700
16	209, 500	238, 600	260, 400	289, 100
17	211, 000	239, 200	260, 900	289, 500
18	212, 400	239, 800	261, 400	289, 900
19	213, 800	240, 400	261, 900	290, 300
20	215, 200	240, 900	262, 500	290, 700
21	216, 600	241, 400	263, 300	291, 100
22	217, 700	241, 900	263, 900	291, 500
23	218, 800	242, 400	264, 500	291, 900
24	219, 900	242, 900	265, 300	292, 300
25	220, 900	243, 400	266, 100	292, 700
26	221, 800	243, 900	266, 800	293, 100
27	222, 700	244, 300	267, 400	293, 500
28	223, 600	244, 800	268, 200	293, 900
29	224, 500	245, 400	269, 000	294, 300
30	225, 300	245, 900	269, 700	294, 800
31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500

43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800

71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	

99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	
106		270, 300	306, 400	
107		270, 600	306, 800	
108		270, 800	307, 100	
109		271, 100	307, 300	
110		271, 400	307, 600	
111		271, 700	307, 900	
112		271, 900	308, 100	
113		272, 100	308, 300	
114		272, 400	308, 600	
115		272, 600	308, 900	
116		272, 800	309, 100	
117		273, 100	309, 300	
118		273, 400	309, 600	
119		273, 700	309, 900	
120		273, 900	310, 100	
121		274, 100	310, 300	
122		274, 300	310, 600	
123		274, 600	310, 900	
124		274, 900	311, 100	
125		275, 100	311, 300	
126		275, 300	311, 600	

	127		275, 600	311, 900	
	128		275, 900	312, 100	
	129		276, 100	312, 300	
	130		276, 300		
	131		276, 600		
	132		276, 900		
	133		277, 100		
	134		277, 300		
	135		277, 600		
	136		277, 900		
	137		278, 100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 192, 000	円 197, 900	円 209, 000	円 227, 500

（大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年大府市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当</u>は、市長が定める職員に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主と	（扶養手当） 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当</u>は、市長が定める職員に対しては、支給しない。 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主と

改正後	改正前
して、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)～(5)</u> 略 (単身赴任手当) 第7条の2 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、市長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 略 2 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をい	して、その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6)</u> 略 (単身赴任手当) 第7条の2 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、市長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 略 (管理職員特別勤務手当) 第12条の2 略 2 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をい

改正後	改正前
う。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に <u>勤務をした場</u> 合に、当該職員に対して支給する。	う。)又は休日等(次項において「週休日等」という。)に <u>勤務した場合</u> に、当該職員に対して支給する。
3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u> であって正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務をした場合は</u> 、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)	3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により <u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u> であって正規の勤務時間以外の時間に <u>勤務した場合は</u> 、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)
第19条の2 第6条及び第15条から第17条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	第19条の2 第6条、 <u>第6条の3</u> 及び第15条から第17条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
2 略	2 略

(職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年大府市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (大府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	附 則 (大府市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
第12条 略	第12条 略
2～4 略	2～4 略
	<u>5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与</u>

改正後	改正前
5 新給与条例第6条（第1項を除く。）及び第12条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 6 略 （大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 略 2 新企業職員給与条例第6条及び第15条から第17条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。	<u>条例第20条第3項の規定を適用する。</u> 6 <u>新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤奨手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。</u> 7 <u>新給与条例第6条（第1項を除く。）</u>、<u>第12条、第13条及び第14条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 8 略 （大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第14条 略 2 新企業職員給与条例第6条、<u>第6条の3</u>及び第15条から第17条までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において大府市職員の給与に関する条例別表第 1 及び別表第 2 の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和 8 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 1 条の規定による改正後の大府市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「対しては」とあるのは、「対しては、支給せず、次項第 6 号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が規則で定める職員に対しては」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは、

「(5) 重度心身障がい者

と、

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

- 5 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の大府市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項ただし書中「第 5 号まで」とあるのは、「第 6 号まで」と、同条第 2 項中「(5) 重度心身障がい者」とあるのは、

「(5) 重度心身障がい者

とする。

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(単身赴任手当に関する経過措置)

6 改正後の給与条例第15条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(委任)

7 第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(大府市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 大府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大府市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20条第3項及び第4項並びに第21条第3項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第20条第5項</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>				第20条第3項及び第4項並びに第21条第3項	略	略	第20条第5項	略	略	（育児短時間勤務職員等についての給与条例の特例） 第17条 育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>第20条第6項</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>				第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項	略	略	第20条第6項	略	略
第20条第3項及び第4項並びに第21条第3項	略	略																	
第20条第5項	略	略																	
第20条第4項及び第5項並びに第21条第3項	略	略																	
第20条第6項	略	略																	

改正後	改正前																		
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第25条</td><td>第 6 条<u>及び第12条</u></td><td>第12条、第14条及び第15条の 2</td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td></tr></table>				第25条	第 6 条 <u>及び第12条</u>	第12条、第14条及び第15条の 2		略	略	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第20条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第25条</td><td>第 6 条、<u>第12条、 第13条及び第14条</u></td><td>第12条、<u>第13条</u>、第14条及び第15条の 2</td></tr><tr><td></td><td>略</td><td>略</td></tr></table>				第25条	第 6 条、 <u>第12条、 第13条及び第14条</u>	第12条、 <u>第13条</u> 、第14条及び第15条の 2		略	略
第25条	第 6 条 <u>及び第12条</u>	第12条、第14条及び第15条の 2																	
	略	略																	
第25条	第 6 条、 <u>第12条、 第13条及び第14条</u>	第12条、 <u>第13条</u> 、第14条及び第15条の 2																	
	略	略																	

(大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

9 大府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略	(給与条例の適用除外等) 第7条 大府市職員の給与に関する条例（昭和45年大府市条例第31号。以下「給与条例」という。）第4条から第6条まで、第8条、第10条、第12条、<u>第13条</u>及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。 2 略

(大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

10 大府市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大府市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通勤に係る費用弁償) 第9条 略 2 通勤に係る費用弁償の支給については、市長が別に規則で定めるものを除き、給与条例第15条第2項から第7項までの規定の例による。	(通勤に係る費用弁償) 第9条 略 2 通勤に係る費用弁償の支給については、市長が別に規則で定めるものを除き、給与条例第15条第2項から第6項までの規定の例による。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

（1） 行政職給料表（1）の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1

15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	

43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			

71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						

99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

(2) 行政職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	1 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5

10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33

38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61

66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89

94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	

122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第10号

大府市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市職員の退職手当に関する条例（昭和50年大府市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（失業者の退職手当） 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 略 （4） <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 略	（失業者の退職手当） 第10条 略 2～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 （1）～（3） 略 （4） <u>職業に就いたもの</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 （5）・（6） 略

改正後	改正前
12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u>	12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。</u> (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</u> (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>
15～17 略 附 則 8 <u>令和9年3月31日以前に退職した職員に対する</u>第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定	15～17 略 附 則 8 <u>令和7年3月31日以前に退職した職員に対する</u>第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定

改正後	改正前
法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。	法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは 「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」 とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大府市職員の退職手当に関する条例第10条第11項（第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した大府市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。

以下同じ。)であってこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第11号

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大府市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年大府市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
種類	勤務の内容	支給単位	支給額	種類	勤務の内容	支給単位	支給額
略	略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
防疫作業手当	<u>特定新型インフルエンザ等</u> <u>（新型インフルエンザ等対</u> <u>策特別措置法（平成24年法律</u> <u>第31号）第2条第1号に規定</u> <u>する新型インフルエンザ等</u> <u>で、当該新型インフルエンザ</u>	日額	<u>1,500円（緊急に行</u> <u>われた措置に係る</u> <u>作業であって、心</u> <u>身に著しい負担を</u> <u>与えると市長が認</u> <u>めるものに従事し</u>	防疫作業手当	<u>新型コロナウイルス感染症</u> <u>（病原体がベータコロナウ</u> <u>イルス属のコロナウイルス</u> <u>（令和2年1月に、中華人民</u> <u>共和国から世界保健機関に</u> <u>対して、人に伝染する能力を</u>	日額	<u>3,000円（新型コロ</u> <u>ナウイルス感染症</u> <u>の患者若しくはそ</u> <u>の疑いのある者の</u> <u>身体に接触して又</u> <u>はこれらの者に長</u>

改正後				改正前			
	<u>等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)</u> から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が認める業務		<u>た場合にあっては4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて市長が定める額</u>		<u>有することが新たに報告されたものに限る。)</u> である感染症をいう。以下同じ。)から市民の生命及び健康を保護するために <u>緊急</u> に行われた措置に係る作業であって市長が認める業務		<u>時間にわたり接し</u> <u>て行う作業その他</u> <u>市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円)</u>
不 hands 当	略	略	略	不 hands 当	略	略	略
	略	略	略		略	略	略
<u>災害応急作業等手当</u>	<u>消防組織法(昭和22年法律第226号)第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として従事する業務又は異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項若し</u>	日額	<u>1,080円(災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場合にあっては2,160円)</u>				

改正後				改正前			
	<u>くは第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された大府市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策若しくは災害復旧に係る業務</u>						
消防手当				消防手当			
	<u>緊急出動における救急業務（救急救命士の資格を有する者が行う救急救命士法（平成3年法律第36号）に規定する救急救命処置業務以外の業務）</u>	1回	<u>300円</u>		緊急出動における救急業務	1回	<u>200円</u>
	<u>緊急出動における救急業務（救急救命士の資格を有する者が行う救急救命士法に規定する救急救命処置業務）</u>	1回	<u>400円（救急救命士法第44条第1項の厚生労働省令で定める救急救命処置業務に従事した場合にあっては800</u>				

改正後				改正前				
			円)					
					救急救命士の資格を有する者が行う救急救命士法（平成3年法律第36号）に規定する救急救命業務	1回		500円
略	略	略	略	略	略	略		略
略	略	略	略	略	略	略		略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市職員の旅費に関する条例及び大府市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第12号

大府市職員の旅費に関する条例及び大府市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

(大府市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 大府市職員の旅費に関する条例（昭和47年大府市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(宿泊料)				(宿泊料)			
第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。 <u>ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用について、実費額により支給することができる。</u>				第16条 宿泊料の額は、別表の定額による。			
2 略				2 略			
別表（第15条、第16条、第17条関係）				別表（第15条、第16条、第17条関係）			
区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)	区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)
特別職の職員	略	<u>17,000円</u>	略	特別職の職員	略	<u>13,100円</u>	略
その他の者	略	<u>14,000円</u>	略	その他の者	略	<u>12,100円</u>	略

(大府市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第2条 大府市証人等の実費弁償に関する条例（昭和45年大府市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	日当 （1日につき）	宿泊料 （1夜につき）
略	略	略	略	略	<u>14,000円</u>	略	略	略	略	略	<u>12,100円</u>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大府市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大府市証人等の実費弁償に関する条例の規定は、施行日以後に出頭し、又は参加する者に支給する宿泊料について適用し、施行日前に出頭し、又は参加した者に支給する宿泊料については、なお従前の例による。

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第13号

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年大府市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1 （第 2 条関係）				別表第 1 （第 2 条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
監査委員				監査委員			
代表監査委員		月額	<u>108,000円</u>	代表監査委員		月額	<u>105,000円</u>
識見を有する者の中から選任された 監査委員		月額	<u>103,000円</u>	識見を有する者の中から選任された 監査委員		月額	<u>100,000円</u>
教育委員会委員		月額	<u>49,000円</u>	教育委員会委員		月額	<u>46,000円</u>
別表第 2 （第 6 条関係）				別表第 2 （第 6 条関係）			
区分	日当（1 日につ き）	宿泊料（1 夜に つき）	食事料（1 夜に つき）	区分	日当（1 日につ き）	宿泊料（1 夜に つき）	食事料（1 夜に つき）
監査委員、教育	略	<u>17,000円</u>	略	監査委員、教育	略	<u>13,100円</u>	略

改正後					改正前				
委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員					委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員				
その他の特別職の職員	略	<u>14,000円</u>		略	その他の特別職の職員	略	<u>12,100円</u>		略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第14号

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。 <u>第42条第3項</u> において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。 <u>第42条第3項</u> において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。	第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。 <u>第42条第3項第1号</u> において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。 <u>第42条第3項第1号</u> において同じ。）にあつては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。
2 略 （特定教育・保育施設等との連携）	2 略 （特定教育・保育施設等との連携）

改正後	改正前
第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （2） 略 （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 <u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることがで</u>	第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下これらを「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （1） 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （2） 略 （3） 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>きる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> <u>(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役</u>	<u>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u>

改正後	改正前
<u>割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u> (1) <u>特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6～11</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業によ	<u>(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> (1) <u>当該特定地域型保育事業者</u>が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u> (2) 略 <u>4～9</u> 略 附 則 （連携施設に関する経過措置） 5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業によ

改正後	改正前
る支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	る支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第15号

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大府市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第 4 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第12条第 1 項から第 3 項まで、第13条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第14条並びに第15条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携及び協力を行う施設（保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定す	（保育所等との連携） 第 4 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第12条第 1 項から第 3 項まで、第13条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第14条並びに第15条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 4 項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携及び協力を行う施設（保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定す

改正後	改正前
る認定こども園をいう。)をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの</u>	る認定こども園をいう。)をいう。以下これらを「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 (2) 略 (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第40条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

改正後	改正前
<u>役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第25条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u> <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u> <u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>（2） 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u> <u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連</u>	<u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u> <u>（1） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> <u>（2） 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区</u>

改正後	改正前
<u>携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u>	<u>分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u>
(1) <u>家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u> (2) 略 <u>6・7</u> 略	(1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第25条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u> (2) 略 <u>4・5</u> 略
(食事の提供の特例) 第14条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士又は<u>管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる	(食事の提供の特例) 第14条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1) 略 (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、

改正後	改正前
体制にある等、栄養士又は<u>管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	栄養士による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) 略 2 略 附 則 (連携施設に関する経過措置) 4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第16号

大府市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

大府市子ども・子育て会議条例（平成26年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第72条第1項及び<u>こども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項</u>の 規定に基づき、大府市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」 という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）・（2） 略 <u>（3） こども基本法第10条第2項の市町村こども計画に関する事項につ</u> <u>いて協議すること。</u> <u>（4） 前3号</u>に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市 長が必要と認める事項について調査審議すること。	（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） 第72条第1項の規定に基づき、大府市子ども・子育て会議（以下「子ど も・子育て会議」という。）を置く。 （所掌事務） 第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）・（2） 略 <u>（3） 前2号</u>に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し、市 長が必要と認める事項について調査審議すること。

改正後	改正前
(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>こども</u>の保護者 (2)～(7) 略	(組織) 第3条 略 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>子ども</u>の保護者 (2)～(7) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例及び大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第17号

大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例及び大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 大府市児童老人福祉センター等の設置及び管理に関する条例（昭和62年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>こども幸齢者交流センター</u> 等の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、 <u>こども幸齢者交流センター</u> 及び <u>こども交流センター</u> の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 児童及び <u>高齢者</u> の福祉増進を図るため、 <u>こども幸齢者交流センター</u> 及び <u>こども交流センター</u> （以下「センター」という。）を設置する。 2 略 (大府市 <u>こども幸齢者交流センター</u> 等運営委員会)	大府市 <u>児童老人福祉センター</u> 等の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、 <u>児童老人福祉センター</u> 及び <u>児童センター</u> の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 児童及び <u>老人</u> の福祉増進を図るため、 <u>児童老人福祉センター</u> 及び <u>児童センター</u> （以下「センター」という。）を設置する。 2 略 (大府市 <u>児童老人福祉センター</u> 等運営委員会)

改正後	改正前																																
第4条 センターの運営について必要な事項を審議するため、大府市<u>こども幸齢者交流センター</u>等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 略 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大府市立大府<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市桃山町五丁目180番地の1</td></tr> <tr> <td>大府市立神田<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市横根町家下131番地</td></tr> <tr> <td>大府市立神田<u>こども幸齢者交流センター</u>北崎分館</td><td>大府市神田町六丁目388番地の1</td></tr> <tr> <td>大府市立東山<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市追分町四丁目1番地</td></tr> <tr> <td>大府市立共和西<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市共和町七丁目547番地</td></tr> <tr> <td>大府市立吉田<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市吉田町五丁目6番地</td></tr> <tr> <td>大府市立石ヶ瀬<u>こども幸齢者交流センター</u></td><td>大府市森岡町一丁目83番地</td></tr> </table>	名称	位置	大府市立大府 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市桃山町五丁目180番地の1	大府市立神田 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市横根町家下131番地	大府市立神田 <u>こども幸齢者交流センター</u> 北崎分館	大府市神田町六丁目388番地の1	大府市立東山 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市追分町四丁目1番地	大府市立共和西 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市共和町七丁目547番地	大府市立吉田 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市吉田町五丁目6番地	大府市立石ヶ瀬 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市森岡町一丁目83番地	第4条 センターの運営について必要な事項を審議するため、大府市<u>児童老人福祉センター</u>等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 2 略 別表（第2条関係） <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>大府市立大府<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市桃山町五丁目180番地の1</td></tr> <tr> <td>大府市立神田<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市横根町家下131番地</td></tr> <tr> <td>大府市立神田<u>児童老人福祉センター</u>北崎分館</td><td>大府市神田町六丁目388番地の1</td></tr> <tr> <td>大府市立東山<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市追分町四丁目1番地</td></tr> <tr> <td>大府市立共和西<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市共和町七丁目547番地</td></tr> <tr> <td>大府市立吉田<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市吉田町五丁目6番地</td></tr> <tr> <td>大府市立石ヶ瀬<u>児童老人福祉センター</u></td><td>大府市森岡町一丁目83番地</td></tr> </table>	名称	位置	大府市立大府 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市桃山町五丁目180番地の1	大府市立神田 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市横根町家下131番地	大府市立神田 <u>児童老人福祉センター</u> 北崎分館	大府市神田町六丁目388番地の1	大府市立東山 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市追分町四丁目1番地	大府市立共和西 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市共和町七丁目547番地	大府市立吉田 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市吉田町五丁目6番地	大府市立石ヶ瀬 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市森岡町一丁目83番地
名称	位置																																
大府市立大府 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市桃山町五丁目180番地の1																																
大府市立神田 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市横根町家下131番地																																
大府市立神田 <u>こども幸齢者交流センター</u> 北崎分館	大府市神田町六丁目388番地の1																																
大府市立東山 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市追分町四丁目1番地																																
大府市立共和西 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市共和町七丁目547番地																																
大府市立吉田 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市吉田町五丁目6番地																																
大府市立石ヶ瀬 <u>こども幸齢者交流センター</u>	大府市森岡町一丁目83番地																																
名称	位置																																
大府市立大府 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市桃山町五丁目180番地の1																																
大府市立神田 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市横根町家下131番地																																
大府市立神田 <u>児童老人福祉センター</u> 北崎分館	大府市神田町六丁目388番地の1																																
大府市立東山 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市追分町四丁目1番地																																
大府市立共和西 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市共和町七丁目547番地																																
大府市立吉田 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市吉田町五丁目6番地																																
大府市立石ヶ瀬 <u>児童老人福祉センター</u>	大府市森岡町一丁目83番地																																

改正後				改正前			
	大府市立北山こども幸齢者交流センター	北山こども交流センター	大府市北山町三丁目62番地		大府市立北山児童老人福祉センター	北山児童センター	大府市北山町三丁目62番地
		北山幸齢者交流センター	大府市梶田町六丁目271番地			北山老人憩の家	大府市梶田町六丁目271番地
	大府市立共長こども交流センター		大府市明成町一丁目86番地		大府市立共長児童センター		大府市明成町一丁目86番地

(大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大府市子どもステーションの設置及び管理に関する条例（平成15年大府市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
大府市 <u>こどもステーション</u> の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市 <u>こどもステーション</u> （以下「ステーション」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 略 2 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。	大府市 <u>子どもステーション</u> の設置及び管理に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、大府市 <u>子どもステーション</u> （以下「ステーション」という。）の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 略 2 ステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

改正後	改正前
名称 大府市 <u>こどもステーション</u>	名称 大府市 <u>子どもステーション</u>
位置 大府市柁山町二丁目24番地	位置 大府市柁山町二丁目24番地

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第18号

大府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大府市国民健康保険税条例（昭和45年大府市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.4</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,500円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の6.8</u>を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,900円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>

改正後	改正前
を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.1</u>を乗じて算定する。 （低所得者に係る国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703	を乗じて算定する。 （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額） 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.9</u>を乗じて算定する。 （低所得者に係る国民健康保険税の減額） 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703

改正後	改正前
条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>20,650円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）	条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>18,130円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

改正後	改正前
1 人について <u>7,700円</u> エ～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>14,750円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>5,500円</u> エ～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ	1 人について <u>7,000円</u> エ～カ 略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>12,950円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1 人について <u>5,000円</u> エ～カ 略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあ

改正後	改正前
っては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,900円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,200円</u> エ～カ 略 (未就学児に係る国民健康保険税の減額)	っては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,180円</u> イ 略 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,000円</u> エ～カ 略 (未就学児に係る国民健康保険税の減額)
第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。	第23条の3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第23条に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

改正後	改正前
(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 第23条第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,425円</u> イ 第23条第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,375円</u> ウ 第23条第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,750円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 第23条第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,650円</u> イ 第23条第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,750円</u> ウ 第23条第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,400円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,500円</u>	(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 第23条第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>3,885円</u> イ 第23条第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6,475円</u> ウ 第23条第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 <u>10,360円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>12,950円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア 第23条第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,500円</u> イ 第23条第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u> ウ 第23条第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第19号

「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の一部を改正する条例

「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例（平成21年大府市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) ごみ収集場所 市が一般廃棄物処理計画に基づいて行う家庭系一般廃棄物の収集における<u>燃やすしかないごみ</u>及び燃やせないごみを排出する所定の場所をいう。 (12) 略	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(10) 略 (11) ごみ収集場所 市が一般廃棄物処理計画に基づいて行う家庭系一般廃棄物の収集における<u>燃やせるごみ</u>及び燃やせないごみを排出する所定の場所をいう。 (12) 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第20号

大府市手数料条例の一部を改正する条例

大府市手数料条例（昭和45年大府市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 3 条関係）					別表（第 3 条関係）				
（ 1 ） ～ （ 5 ） 略					（ 1 ） ～ （ 5 ） 略				
（ 6 ） 建築確認等関係手数料					（ 6 ） 建築確認等関係手数料				
種類			単位	金額	種類			単位	金額
1 建築 確認申 請又は 計画通 知手数料	建築基 準法(昭 和25年 法律第 201号) 第 6 条 第 1 項	床面積の合計が30平方メートル以内 のもの	1 件	<u>10,000円</u>	1 建築 確認申 請又は 計画通 知手数料	建築基 準法 (昭和 25年法 律第 201号) 第 6 条	床面積の合計が30平方メートル以内 のもの	1 件	<u>6,000円</u>
		床面積の合計が30平方メートルを超 え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>28,000円</u>			床面積の合計が30平方メートルを超 え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>19,000円</u>
		床面積の合計が100平方メートルを超 え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>59,000円</u>			床面積の合計が100平方メートルを超 え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>41,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超	1 件	<u>101,000円</u>			床面積の合計が200平方メートルを超	1 件	<u>68,000円</u>

改正後					改正前				
	(同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画	え <u>300平方メートル以内のもの</u>			第1項	え <u>500平方メートル以内のもの</u>			
		床面積の合計が <u>300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	1 件	<u>141,000円</u>	(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認申請又は同法第18条第2項の規定に基づく計画通知に対	床面積の合計が <u>500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	1 件	<u>107,000円</u>	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件	<u>207,000円</u>		床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1 件	<u>155,000円</u>	
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	<u>313,000円</u>		床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1 件	<u>231,000円</u>	
		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1 件	<u>466,000円</u>		床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1 件	<u>341,000円</u>	
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1 件	<u>836,000円</u>		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	1 件	<u>610,000円</u>	
		<u>小荷物専用昇降機</u>	<u>1 件</u>	<u>9,000円</u> (計画の変更に係る場合にあっては、 <u>6,000円</u>)					
		<u>その他の建築設備</u>	<u>1 件</u>	<u>23,000円</u> (計画の変更に係る場合にあっては、 <u>6,000円</u>)					

改正後					改正前				
	通知に 対する 審査			<u>る場合に あつては、 10,000円)</u>		する審 査			
		工作物	1 件	17,000円 (計画の <u>変更に係 る場合に あつては、 7,000円)</u>			工作物	1 件	17,000円 (計画を <u>変更して 築造する 場合にあ つては、 7,000円)</u>
2 完了 検査申 請又は 完了通 知手数料	建築基 準法第 7 条第 1 項(同 法第87 条の 4 又は第 88条第 1 項に おいて	床面積の合計が30平方メートル以内 のもの	1 件	<u>23,000円</u>	2 完了 検査申 請又は 完了通 知手数料	建築基 準法第 7 条第 1 項 (同法 第88条 第 1 項 におい て準用 する場	床面積の合計が30平方メートル以内 のもの	1 件	<u>17,000円</u>
		床面積の合計が30平方メートルを超 え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>28,000円</u>			床面積の合計が30平方メートルを超 え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>22,000円</u>
		床面積の合計が100平方メートルを超 え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>41,000円</u>			床面積の合計が100平方メートルを超 え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>36,000円</u>
		床面積の合計が200平方メートルを超 え300平方メートル以内のもの	1 件	<u>55,000円</u>			床面積の合計が200平方メートルを超 え500平方メートル以内のもの	1 件	<u>51,000円</u>
		床面積の合計が300平方メートルを超 え1,000平方メートル以内のもの	略	略			床面積の合計が500平方メートルを超 え1,000平方メートル以内のもの	略	略

改正後					改正前				
	準用する場合を含む。) の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第20項の規定に基づく完了通知に対する検査	床面積の合計が5平方メートルを超えるもの <u>小荷物専用昇降機</u> <u>その他の建築設備</u> 略	略 <u>1 件</u> <u>1 件</u> 略	略 <u>23,000円</u> <u>41,000円</u> 略		合を含む。) の規定に基づく完了検査申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了通知に対する検査	床面積の合計が5平方メートルを超えるもの 略	略 略	略 略
3 中間検査を受けた	建築基準法第7条第	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超	1 件 1 件	<u>22,000円</u> <u>27,000円</u>	3 中間検査を受けた	建築基準法第7条第	床面積の合計が30平方メートル以内のもの 床面積の合計が30平方メートルを超	1 件 1 件	<u>16,000円</u> <u>21,000円</u>

改正後					改正前				
建築物 の完了 検査申 請又は 完了通 知手数料	1 項 (同	え100平方メートル以内のもの			建築物 の完了 検査申 請又は 完了通 知手数料	1 項	え100平方メートル以内のもの		
	法第87	床面積の合計が100平方メートルを超	1 件	<u>40,000円</u>		(同法	床面積の合計が100平方メートルを超	1 件	<u>35,000円</u>
	条の4	え200平方メートル以内のもの				第88条	え200平方メートル以内のもの		
	又は第	床面積の合計が200平方メートルを超	1 件	<u>53,000円</u>		第1 項	床面積の合計が200平方メートルを超	1 件	<u>50,000円</u>
	88条第	え <u>300平方メートル</u> 以内のもの				におい	え <u>500平方メートル</u> 以内のもの		
料	1 項に	床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超	略	略	料	て準用	床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超	略	略
	において	え1,000平方メートル以内のもの				する場合	え1,000平方メートル以内のもの		
	準用す					合を含			
	る場合					む。) の			
	を含む					規定に			
	む。) の					基づく			
	規定に					完了検			
	基づく					査申請			
	完了検					又は同			
	査申請					法第18			
	又は同					条第16			
	法第18					項の規			
	条第20					定に基			
	項の規					づく完			
	定に基					了通知			

改正後					改正前				
	づく完了通知に対する検査					に対する検査			
4 中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査申請又は同法第18条第28項の規定に基づく特定	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件	<u>20,000円</u>	4 中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく中間検査申請又は同法第18条第19項の規定に基づく特定	中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件	<u>16,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>25,000円</u>			中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1 件	<u>21,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>36,000円</u>			中間検査を行う部分の床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1 件	<u>33,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの	1 件	<u>48,000円</u>			中間検査を行う部分の床面積の合計が200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	1 件	<u>47,000円</u>
		中間検査を行う部分の床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略	略			中間検査を行う部分の床面積の合計が <u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	略	略

改正後					改正前				
	工程終了通知に対する検査					工程終了通知に対する検査			
4の2 検査済証の交付を受ける前の建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（同法第87条の4においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用認定申請に対する審査		1件	120,000円					
4の3 略	略		略	略	4の2 略	略		略	略
17 低炭	都市の	略	略	略	17 低炭	都市の	略	略	略

改正後								改正前							
素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	低炭素 化の促 進に関 する法 律(平成 24年法 律第84 号)第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市	共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物(非住 宅の部分 (住戸の部 分(人の居 住の用の用 途に供する 部分に限 る。)及び共 用廊下等の 部分(住宅 の用途に供 する共用廊 下、共用階 段その他の 共用部分を いう。以下 同じ。)以外 の部分はい	略				素建築 物新築 等計画 認定申 請手数 料	低炭素 化の促 進に関 する法 律(平 成24年 法律第 84号) 第54条 第1項 各号に 掲げる 基準に 適合す ると市 長が定 める機 関が認 めた場 合その	共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物(非住 宅の部分 (住戸の部 分(人の居 住の用の用 途に供する 部分に限 る。)及び共 用廊下等の 部分(住宅 の用途に供 する共用廊 下、共用階 段その他の 共用部分を いう。以下 同じ。)以外 の部分はい	略			
				略		略	略					略		略	略
				非住宅の部分(建 築物全体の申請の 場合に限る。)	1件	10,300円						非住宅 の部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1件	10,300円
													当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1件	17,900円

改正後						改正前					
	長が定める場合における認定申請に対する審査		う。以下同じ。)及び住宅の部分 (非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の部分の申請の場合				他市長が定める場合における認定申請に対する審査		う。以下同じ。)及び住宅の部分 (非住宅の部分以外の部分をいう。以下同じ。)を有する建築物をいう。以下同じ。)の住宅の部分の申請の場合		
			<u>複合建築物の非住宅の部分の申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>10,300円</u>			<u>複合建築物の非住宅の部分の申請の場合</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>10,300円</u>
									<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>1 件</u>	<u>17,900円</u>

改正後					改正前							
		<u>その他の建築物</u>	<u>1 件</u>	<u>10,300円</u>			<u>その</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メ</u>		<u>1 件</u>	<u>10,300円</u>	
							<u>他の</u>	<u>一トール以内のもの</u>				
							<u>建築</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メ</u>		<u>1 件</u>	<u>17,900円</u>	
							<u>物</u>	<u>一トールを超えるもの</u>				
						<u>登録住</u>	<u>一戸建て住宅</u>				<u>1 件</u>	<u>5,200円</u>
						<u>宅性能</u>	<u>共同</u>	<u>建築物全体</u>	<u>住戸の</u>	<u>1 棟の総</u>	<u>1 件</u>	<u>5,200円</u>
						<u>評価機</u>	<u>住宅</u>	<u>又は複合建</u>	<u>部分</u>	<u>戸数が 1</u>		
						<u>関が設</u>	<u>等</u>	<u>築物の住宅</u>		<u>のもの</u>		
						<u>計住宅</u>		<u>の部分の申</u>		<u>1 棟の総</u>	<u>1 件</u>	<u>10,300円</u>
						<u>性能評</u>		<u>請の場合</u>		<u>戸数が 2</u>		
						<u>価書(住</u>				<u>以上 5 以</u>		
						<u>宅の品</u>				<u>下のもの</u>		
						<u>質確保</u>				<u>1 棟の総</u>	<u>1 件</u>	<u>17,500円</u>
						<u>の促進</u>				<u>戸数が 6</u>		
						<u>等に関</u>				<u>以上10以</u>		
						<u>する法</u>				<u>下のもの</u>		
						<u>律第 6</u>				<u>1 棟の総</u>	<u>1 件</u>	<u>29,100円</u>
						<u>条第 1</u>				<u>戸数が11</u>		
						<u>項に規</u>				<u>以上のも</u>		
						<u>定する</u>				<u>の</u>		

改正後						改正前						
							<u>設計住宅性能評価書をいう。</u>			<u>共用廊下等の部分</u>	<u>1 部分</u>	<u>10,300円</u>
							<u>以下同じ。）を</u>					
							<u>交付した場合</u>					
							<u>（当該設計住宅性能</u>					
							<u>評価書に日本</u>					
							<u>住宅性能表示</u>					
							<u>基準（平成13年</u>					
							<u>国土交通省告示第</u>					

改正後						改正前							
							<u>1346号)</u>						
							<u>の別表</u>						
							<u>1の</u>						
							<u>(い) 項</u>						
							<u>に掲げ</u>						
							<u>る断熱</u>						
							<u>等性能</u>						
							<u>等級及</u>						
							<u>び一次</u>						
							<u>エネル</u>						
							<u>ギー消</u>						
							<u>費量等</u>						
							<u>級の表</u>						
							<u>示があ</u>						
							<u>る場合</u>						
							<u>に限る。</u>						
							<u>次項に</u>						
							<u>おいて</u>						
							<u>同じ。)</u>						
							<u>におけ</u>						

改正後					改正前				
					<u>る認定 申請に 対する 審査</u>				
その他 の場合 におけ る認定 申請に 対する 審査	一戸 建て 住宅	<u>建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成28年経 済産業省・国土交通省令第1 号。以下「建築物省エネ法基準 省令」という。）第10条第2号 イ（1）及びロ（2）又はイ（2） 及びロ（1）に定める基準に係 る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>27,000円</u>	その他 の場合 におけ る認定 申請に 対する 審査	一戸 建て 住宅	<u>建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令（平成28年経 済産業省・国土交通省令第1 号。以下「建築物省エネ法基準 省令」という。）第10条第2号 イ（2）及びロ（2）に定める基 準に係る申請の場合</u>	略	略
		建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ（2）及びロ（2）に 定める基準に係る申請の場合	略	略					
		略	略	略					

改正後									改正前								
		共同 住宅 等	建築 物全 体又 は複 合建 築物 の住 宅の 部分 の申 請の 場合	<u>住戸</u> <u>の部分</u> <u>分</u>	<u>全住戸</u> <u>が建築</u> <u>物省エ</u> <u>ネ法基</u> <u>準省令</u> <u>第10条</u> <u>第2号</u> <u>イ(1)</u> <u>及びロ</u> <u>(2)又</u> <u>はイ</u> <u>(2)及</u> <u>びロ</u> <u>(1)に</u> <u>定める</u> <u>基準に</u> <u>係るも</u> <u>の</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>27,000円</u>			共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合					
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>53,900円</u>									
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>75,800円</u>									
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u>	<u>108,300円</u>									
					<u>全住戸</u> <u>が建築</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u>	<u>1件</u>	<u>19,100円</u>					<u>住戸の</u> <u>部分</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u>	<u>1件</u>	<u>19,100円</u>	

改正後								改正前							
					物省エ	もの						(全住	もの		
					ネ法基	1棟の総	1件	35,900円				戸が建	1棟の総	1件	35,900円
					準省令	戸数が2						築物省	戸数が2		
					第10条	以上5以						エネ法	以上5以		
					第2号	下のもの						基準省	下のもの		
					イ(2)	1棟の総	1件	51,900円				令第10	1棟の総	1件	51,900円
					及びロ	戸数が6						条第2	戸数が6		
					(2)に	以上10以						号イ	以上10以		
					定める	下のもの						(2)及	下のもの		
					基準に	1棟の総	1件	74,600円				びロ	1棟の総	1件	74,600円
					係るも	戸数が11						(2)に	戸数が11		
					の	以上のも						定める	以上のも		
					の	の						基準に	の		
					その他	1棟の戸	1件	37,100円				係る申			
					のもの	数が1の						請の場			
					もの	もの						合)			
												住戸の	1棟の戸	1件	37,100円
												部分	数が1の		
												(その	もの		

[illegible]

改正後							改正前							
					<u>う。)であるもの</u>									
					<u>非住宅の部分の全</u>	<u>1 部</u>	<u>95,000円</u>				<u>非住宅</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 部</u>	<u>95,000円</u>
					<u>部が建築物省エネ</u>	<u>分</u>					<u>の部分</u>	<u>の床面積</u>	<u>分</u>	
					<u>法基準省令第10条</u>						<u>(非住</u>	<u>の合計が</u>		
					<u>第1号イ(2)及び</u>						<u>宅の部</u>	<u>300平方</u>		
					<u>ロ(2)に定める基</u>						<u>分の全</u>	<u>メートル</u>		
					<u>準に係るもの(非</u>						<u>部が建</u>	<u>以内のも</u>		
					<u>住宅の部分の全部</u>						<u>築物省</u>	<u>の</u>		
					<u>の用途が工場等で</u>						<u>エネ法</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 部</u>	<u>121,000円</u>
					<u>あるものを除く。)</u>						<u>基準省</u>	<u>の床面積</u>	<u>分</u>	
											<u>令第10</u>	<u>の合計が</u>		
											<u>条第1</u>	<u>300平方</u>		
											<u>号イ</u>	<u>メートル</u>		
											<u>(2)及</u>	<u>を超える</u>		
											<u>びロ</u>	<u>もの</u>		
											<u>(2)に</u>			
											<u>定める</u>			
											<u>基準に</u>			
											<u>係る申</u>			
											<u>請の場</u>			

改正後								改正前												
					その他のもの	1 部 分	248, 400円									合)	非住宅 の部分 (その 他のも のに係 る申請 の場合 合)	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1 部 分	248, 400円
複合 建築 物の 非住 宅の				非住宅の部分の全部の用	1 件	47, 500円														
				途が工場等であるもの												当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 部 分	311, 200円		
				非住宅の部分の全部が建	1 件	95, 000円														
				築物省エネ法基準省令第																
				10条第 1 号イ (2) 及びロ																

改正後							改正前						
			部分 の申 請の 場合	<u>(2)に定める基準に係る ものであるもの（非住宅 の部分の全部の用途が工 場等であるものを除く。）</u>						<u>が建築 物省エ ネ法基 準省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2)に 定める 基準に 係るも のであ るもの</u>	<u>300平方 メートル 以内のも の</u>		
											<u>当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの</u>	<u>1 件</u>	<u>121,000円</u>
				<u>その他のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>248,400円</u>					<u>その他 のもの</u>	<u>当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも</u>	<u>1 件</u>

改正後							改正前									
												の				
												当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 件	311,200円		
		その 他の 建築 物	建築物全体の用途が工場等 あるものに係る申請の場合	1 件	47,500円											
			建築物全体が建築物省エネ法 基準省令第10条第 1 号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係 る申請の場合 (建築物全体の用 途が工場等である場合を除 く。)	1 件	95,000円							建築物の 延べ面積 が300平 方メート ル以内の もの	1 件	95,000円		
												建築物の 延べ面積 が300平 方メート	1 件	121,000 円		

改正後							改正前								
										<u>ルを超え るもの</u>					
			<u>その他のものに係る申請の場 合</u>			<u>1 件</u>	<u>248,400円</u>			<u>その他のものに係る 申請の場合</u>			<u>建築物の 延べ面積 が300平 方メート ル以内の もの</u>	<u>1 件</u>	<u>248,400円</u>
										<u>建築物の 延べ面積 が300平 方メート ル以内の もの</u>					
										<u>建築物の 延べ面積 が300平 方メート ルを超え るもの</u>			<u>1 件</u>	<u>311,200円</u>	
18 低炭素建築物新築等計画変更認	都市の低炭素化の促進に関する法	略	略			略		18 低炭素建築物新築等計画変更認	都市の低炭素化の促進に関する法	略	略			略	
		共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅の部分の申	略						共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅の部分の申	略			
				略								略			
				<u>非住宅の部分（建築物全体の申請の場合に限る。）</u>	<u>1 部分</u>	<u>6,200円</u>					<u>非住宅の部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が</u>	<u>1 部分</u>	<u>6,200円</u>	

改正後							改正前							
定申請 手数料	律第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市 長が定 める場 合にお ける変 更認定 申請に 対する		請の場合				定申請 手数料	律第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市 長が定 める場 合にお ける変 更認定 申請に 対する		請の場合		<u>300平方 メートル 以内のも の</u>		
			<u>複合建築物の非住宅の部分の 申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>6,200円</u>	<u>複合建築物 の非住宅の 部分の申請 の場合</u>	<u>当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの</u>	<u>1 部 分</u>		<u>10,700円</u>				
							<u>当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の</u>							
							<u>当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超える もの</u>	<u>1 件</u>		<u>10,700円</u>				
			<u>その他の建築物</u>	<u>1 件</u>	<u>6,200円</u>			<u>その</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メ</u>	<u>1 件</u>	<u>6,200円</u>			

改正後					改正前								
	審査					審査	他の	一トール以内のもの					
							建築	建築物の延べ面積が300平方メ			1 件	10,700円	
							物	一トールを超えるもの					
						登録住	一戸建て住宅					1 件	3,200円
						宅性能	共同	建築物全体	住戸の	1 棟の総	1 件	3,200円	
						評価機	住宅	又は複合建	部分	戸数が 1			
						関が設	等	築物の住宅		のもの			
						計住宅		の部分の申		1 棟の総	1 件	6,200円	
						性能評		請の場合		戸数が 2			
						価書を				以上 5 以			
						交付し				下のもの			
						た場合				1 棟の総	1 件	10,500円	
						におけ				戸数が 6			
る変更				以上10以									
認定申				下のもの									
請に対				1 棟の総	1 件	17,500円							
する審				戸数が11									
査				以上のも									
				の									
					共用廊下等の部分	1 部	6,200円						

改正後							改正前						
											分		
その他 の場合 におけ る変更 認定申 請に対 する審 査	一戸 建て 住宅	建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ(1)及びロ(2)又 はイ(2)及びロ(1)に定める 基準に係る申請の場合				1 件	14,100円	その他 の場合 におけ る変更 認定申 請に対 する審 査	一戸 建て 住宅				
		建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係る申請の場合				略	略			建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ(2)及びロ(2)に 定める基準に係る申請の場合			略
		略				略	略			略			略
	共同 住宅 等	建築 物全 体又 は複 合建 築物 の住 宅の 部分 の申 請の	住戸 の部 分	全住戸 が建築 物省エ	1 棟の戸 数が 1 の もの	1 件	14,100円	共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合				
				ネ法基 準省令 第10条 第2号 イ(1) 及びロ (2)又 はイ	1 棟の総 戸数が 2 以上 5 以 下のもの	1 件	27,900円						
					1 棟の総 戸数が 6 以上 10 以 下のもの	1 件	39,600円						

改正後									改正前								
				場合	<u>(2)及びロ</u> <u>(1)に定める基準に係るものの</u>	<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1件</u>	<u>57,000円</u>									
					<u>全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの</u>	<u>1棟の戸数が1のもの</u>	<u>1件</u>	<u>10,100円</u>					<u>住戸の部分(全住戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に</u>	<u>1棟の戸数が1のもの</u>	<u>1件</u>	<u>10,100円</u>	
					<u>ネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの</u>	<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>19,000円</u>					<u>戸が建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に</u>	<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>19,000円</u>	
					<u>イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの</u>	<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>27,700円</u>					<u>令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に</u>	<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>27,700円</u>	
					<u>基準に係るもの</u>	<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1件</u>	<u>40,200円</u>					<u>びロ(2)に</u>	<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1件</u>	<u>40,200円</u>	

改正後								改正前							
					<u>の</u>	<u>以上のも</u> <u>の</u>						<u>定める</u> <u>基準に</u> <u>係る申</u> <u>請の場</u> <u>合)</u>	<u>以上のも</u> <u>の</u>		
					<u>その他</u> <u>のもの</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>19,200円</u>				<u>住戸の</u> <u>部分</u> <u>(その</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>19,200円</u>
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>38,500円</u>				<u>他のも</u> <u>のに係</u> <u>る申請</u> <u>の場</u> <u>合)</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>38,500円</u>
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>54,500円</u>					<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>54,500円</u>
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u>	<u>77,100円</u>					<u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u>	<u>77,100円</u>

改正後							改正前										
					共用廊下等の部分	1 部 分	60,300円						共用廊下等の部分	1 部 分	60,300円		
					非住宅の部分の全 部の用途が工場等 であるもの	1 部 分	24,300円										
					(建築物全体の申請の場合に限る。)	非住宅の部分の全 部が建築物省エネ 法基準省令第10条 第1号イ(2)及び ロ(2)に定める基 準に係るもの(非 住宅の部分の全部 の用途が工場等で あるものを除く。)	1 部 分	48,600円						非住宅の部分 (非住宅の部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及び びロ(2)に	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1 部 分	48,600円
														エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及び びロ(2)に	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 部 分	62,300円

改正後							改正前						
										定める 基準に 係る申 請の場 合)			
				その他のもの	1 部 分	125, 200円				非住宅 の部分 (その 他のも のに係 る申請 の場 合)	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1 部 分	125, 200円
											当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 部 分	157, 400円
			複合	非住宅の部分の全部の用	1 件	24, 300円				複合建築物			

改正後						改正前								
			建築	<u>途が工場等であるもの</u>						の非住宅の 部分の申請 の場合				
			物の	<u>非住宅の部分の全部が建</u>	<u>1 件</u>	<u>48,600円</u>					<u>非住宅</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>48,600円</u>
			非住	<u>築物省エネ法基準省令第</u>							<u>の部分</u>	<u>の床面積</u>		
			宅の	<u>10条第1号イ(2)及びロ</u>							<u>の全部</u>	<u>の合計が</u>		
			部分	<u>(2)に定める基準に係る</u>						<u>が建築</u>	<u>300平方</u>			
			の申	<u>ものであるもの（非住宅</u>						<u>物省エ</u>	<u>メートル</u>			
			請の	<u>の部分の全部の用途が工</u>						<u>ネ法基</u>	<u>以内のも</u>			
			場合	<u>場等であるものを除く。)</u>						<u>準省令</u>	<u>の</u>			
										<u>第10条</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>62,300円</u>	
										<u>第1号</u>	<u>の床面積</u>			
										<u>イ(2)</u>	<u>の合計が</u>			
										<u>及びロ</u>	<u>300平方</u>			
										<u>(2)に</u>	<u>メートル</u>			
										<u>定める</u>	<u>を超える</u>			
										<u>基準に</u>	<u>もの</u>			
										<u>係るも</u>				
										<u>のであ</u>				
										<u>るもの</u>				
				<u>その他のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>125,200円</u>				<u>その他</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>125,200円</u>	
										<u>のもの</u>	<u>の床面積</u>			

改正後							改正前									
												の合計が 300平方 メートル 以内のも の				
												当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 件	157,400円		
		その 他の 建築 物	建築物全体の用途が工場等で あるものに係る申請の場合	1 件	24,300円											
			建築物全体が建築物省エネ法 基準省令第10条第 1 号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係 る申請の場合 (建築物全体の用 途が工場等である場合を除 く。)	1 件	48,600円											
		その 他の 建築 物	建築物全体が建築物 省エネ法基準省令第 10条第 1 号イ(2)及 びロ(2)に定める基 準に係る申請の場合									建築物の 延べ面積 が300平 方メート ル以内の もの	1 件	48,600円		

改正後							改正前						
											<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>1 件</u>	<u>62,300円</u>
			<u>その他のものに係る申請の場合</u>								<u>建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>125,200円</u>
											<u>建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>1 件</u>	<u>157,400円</u>
<u>19 低炭素建築</u>	<u>都市の低炭素</u>	<u>一戸建て住宅</u>				<u>1 件</u>	<u>1,600円</u>						
		<u>共同</u>	<u>建築物全体</u>	<u>住戸の</u>	<u>1 棟の戸</u>	<u>1 件</u>	<u>1,600円</u>						

改正後							改正前						
	炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書の交付	申請の場合											
		その他の建築物					1 件	3,100円					
	その他の場合における低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係る申請の場合				1 件	7,000円					
			建築物省エネ法基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る申請の場合				1 件	5,000円					
			その他のものに係る申請の場合				1 件	9,600円					
		共同住宅等	建築物全体又	住戸の部分	全住戸が建築物省エ	1棟の戸数が1のもの	1 件	7,000円					

改正後								改正前						
	<u>の交付</u>		<u>は複 合建 築物 の住 宅の 部分 の申 請の 場合</u>	<u>ネ法基 準省令 第10条 第2号 イ(1) 及びロ (2)又 はイ (2)及 びロ (1)に 定める 基準に 係るも の</u>	<u>1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>13,900円</u>							
				<u>イ(1) 及びロ (2)又 はイ (2)及 びロ (1)に 定める 基準に 係るも の</u>	<u>1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>19,800円</u>							
				<u>(2)及 びロ (1)に 定める 基準に 係るも の</u>	<u>1棟の総 戸数が11 以上のも の</u>	<u>1件</u>	<u>28,500円</u>							
				<u>全住戸 が建築 物省エ</u>	<u>1棟の戸 数が1の もの</u>	<u>1件</u>	<u>5,000円</u>							
				<u>ネ法基 準省令</u>	<u>1棟の総 戸数が2</u>	<u>1件</u>	<u>9,500円</u>							

改正後				改正前			
				第10条 第2号	以上5以 下のもの		
				イ(2) 及びロ (2)に 定める 基準に 係るも の	1棟の総 戸数が6 以上10以 下のもの	1件	13,800円
					1棟の総 戸数が11 以上のも の	1件	20,100円
				その他 のもの	1棟の戸 数が1の もの	1件	9,600円
					1棟の総 戸数が2 以上5以 下のもの	1件	19,200円
					1棟の総 戸数が6 以上10以	1件	27,200円

改正後									改正前							
						下のもの										
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	38,500円								
						共用廊下等の部分	1部分	30,100円								
					非住宅の部分	非住宅の部分の全部の用途が工場等であるもの	1部分	12,100円								
					(建築物全体の申請の場合に限る。)	非住宅の部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの(非住宅の部分の全部の用途が工場等であるものを除く。)	1部分	24,300円								
						その他のもの	1部分	62,600円								

改正後							改正前						
					分								
		複合	非住宅の部分の全部の用	1 件	12, 100円								
		建築	途が工場等であるもの										
		物の	非住宅の部分の全部が建	1 件	24, 300円								
		非住	築物省エネ法基準省令第										
		宅の	10条第 1 号イ(2)及びロ										
		部分	(2)に定める基準に係る										
		の申	ものであるもの(非住宅										
		請の	の部分の全部の用途が工										
		場合	場等であるものを除く。)										
			その他のもの	1 件	62, 600円								
		その	建築物全体の用途が工場等で	1 件	12, 100円								
		他の	あるものに係る申請の場合										
		建築	建築物全体が建築物省エネ法	1 件	24, 300円								
		物	基準省令第10条第 1 号イ(2)										
			及びロ(2)に定める基準に係										
			る申請の場合(建築物全体の用										
			途が工場等である場合を除										
			く。)										
			その他のものに係る申請の場合	1 件	62, 600円								

改正後							改正前				
20	建築 物エネ ルギー 消費性 能適合 性判定 手数料	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律(平	一戸	建築物省エネ法基準省令第1		1件	27,000円	18の2	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律		
			建て	条第1項第2号イ(1)及びロ							
			住宅	(2)又はイ(2)及びロ(1)に							
				定める基準に係る申請の場合							
				建築物省エネ法基準省令第1条		1件	19,100円				
		成27年 法律第 53号。以 下「建築 物省エ ネ法」と いう。) 第11条 第1項 又は第 12条第 2項の	共同 住宅 等	建築物省エネ法基				建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				準省令第1条第1							
				項第2号							
				イ(1)及							
				びロ(2)							
		又はイ	住戸	全住戸が		1件	27,000円	建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				建築物省							
				エネ法基							
				準省令第							
				1条第1							
		又はイ	住戸	項第2号				建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				イ(1)及							
				びロ(2)							
				又はイ							
				(2)及び							
		ロ(1)に	住戸	ロ(1)に				建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				定める基							
				準省令第							
				1条第1							
				項第2号							
		又はイ	住戸	イ(1)及				建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				びロ(2)							
				又はイ							
				(2)及び							
				ロ(1)に							
		ロ(1)に	住戸	ロ(1)に				建築物 のエネ ルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律	(平成 27年法 律第53 号。以 下「建 築物省 エネ 法」と いう。) 第12条 第1項 又は第		
				定める基							
				準省令第							
				1条第1							
				項第2号							

改正後								改正前					
	規定に 基づく 建築物 エネルギー消 費性能 確保計 画の適 合性判 定の申 請又は 通知に 対する 審査			<u>準に係る</u> <u>申請の場</u> <u>合</u>	<u>住戸の数が2</u> <u>以上5以下の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>53,900円</u> 		<u>13条第</u> <u>2項の</u> <u>規定に</u> <u>基づく</u> <u>建築物</u> <u>エネル</u> <u>ギー消</u> <u>費性能</u> <u>確保計</u> <u>画（以</u> <u>下「確</u> <u>保計</u> <u>画」と</u> <u>いう。）</u> <u>の適合</u> <u>性判定</u> <u>の申請</u> <u>又は通</u> <u>知に対</u> <u>する審</u>				
					<u>住戸の数が6</u> <u>以上10以下の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>75,800円</u> 						
					<u>住戸の数が11</u> <u>以上のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>108,300</u> <u>円</u>						
				<u>全住戸が</u> <u>建築物省</u>	<u>住戸の数が1</u> <u>のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>19,100円</u> 						
				<u>エネ法基</u> <u>準省令第</u> <u>1条第1</u>	<u>住戸の数が2</u> <u>以上5以下の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>35,900円</u> 						
				<u>項第2号</u> <u>イ(2)及</u> <u>びロ(2)</u>	<u>住戸の数が6</u> <u>以上10以下の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>51,900円</u> 						
				<u>に定める</u> <u>基準に係</u> <u>る申請の</u> <u>場合</u>	<u>住戸の数が11</u> <u>以上のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>74,600円</u> 						

改正後								改正前					
				その他の ものに係 る申請の 場合	住戸の数が1 のもの	1 件	37,100円		査				
					住戸の数が2 以上5以下の もの	1 件	74,900円						
					住戸の数が6 以上10以下の もの	1 件	105,400円						
					住戸の数が11 以上のもの	1 件	148,300円						
				共用廊下等の部分		1 件	118,500円						
			非住 宅の 部分	非住宅の部分の全部の用 途が工場等であるものに 係る申請の場合		1 件	47,500円						
				非住宅の部分の全部が建 築物省エネ法基準省令第 1条第1項第1号ロに定 める基準に係る申請の場 合（非住宅の部分の全部		1 件	95,000円						

改正後						改正前					
			<u>の用途が工場等である場合を除く。)</u>								
			<u>その他のものに係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>248,400円</u>						
			<u>その他の</u> <u>全部の用途が工場等であるものに係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>47,500円</u>						
			<u>建築物</u> <u>全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る申請の場合（全部の用途が工場等である場合を除く。）</u>	<u>1 件</u>	<u>95,000円</u>						
			<u>その他のものに係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>248,400円</u>						
<u>21 建築</u>	<u>建築物</u>	<u>一戸</u>	<u>建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ</u>	<u>1 件</u>	<u>14,100円</u>	<u>建築物</u>	<u>建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準（以下「第1条モデル建築物基準」という。）に係る建築物（用途が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの（以下「工場等」という。）である建築物を除く。）</u>	<u>1 件</u>	<u>121,000円</u>		
							<u>その他の建築物（用途が工場等である建築物を除く。）</u>	<u>1 件</u>	<u>311,200円</u>		
							<u>用途が工場等である建築物</u>	<u>1 件</u>	<u>60,500円</u>		

改正後							改正前				
<u>ルギー</u> <u>消費性</u> <u>能確保</u> <u>計画変</u> <u>更申請</u> <u>手数料</u>	<u>法第11</u>	<u>住宅</u>	<u>(2)又はイ(2)及びロ(1)に</u>				<u>法第12</u> <u>条第2</u> <u>項又は</u> <u>第13条</u> <u>第3項</u> <u>の規定</u> <u>に基づ</u> <u>く確保</u> <u>計画の</u> <u>変更</u> <u>に係る適</u> <u>合性判</u> <u>定の申</u> <u>請又は</u> <u>通知に</u> <u>対する</u>				
	<u>条第2</u>		<u>定める基準に係る申請の場合</u>								
	<u>項又は</u>		<u>建築物省エネ法基準省令第1条</u>		<u>1件</u>	<u>10,100円</u>					
	<u>第12条</u>		<u>第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>								
	<u>第3項</u>	<u>共同</u> <u>住宅</u> <u>等</u>	<u>に定める基準に係る申請の場合</u>								
	<u>の規定</u>		<u>その他のものに係る申請の場合</u>		<u>1件</u>	<u>19,200円</u>					
	<u>に基づ</u>		<u>住戸</u>	<u>全住戸が</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1件</u>	<u>14,100円</u>				
	<u>く建築</u>		<u>の部</u>	<u>建築物省</u>	<u>1のもの</u>						
	<u>物エネ</u>		<u>分</u>	<u>エネ法基</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1件</u>	<u>27,900円</u>				
	<u>ルギー</u>			<u>準省令第</u>	<u>2以上5以</u>						
	<u>消費性</u>			<u>1条第1</u>	<u>下のもの</u>						
	<u>能確保</u>			<u>項第2号</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1件</u>	<u>39,600円</u>				
	<u>計画の</u>			<u>イ(1)及</u>	<u>6以上10以</u>						
	<u>変更</u>			<u>びロ(2)</u>	<u>下のもの</u>						
	<u>に係る適</u>			<u>又はイ</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1件</u>	<u>57,000円</u>				
	<u>合性判</u>			<u>(2)及び</u>	<u>11以上のも</u>						
	<u>定の申</u>			<u>ロ(1)に</u>	<u>の</u>						
	<u>請又は</u>			<u>定める基</u>							
	<u>通知に</u>			<u>準に係る</u>							
	<u>対する</u>			<u>申請の場</u>							

改正後							改正前				
		審査			合						
					全住戸が	住戸の数が	1 件	10,100円			
					建築物省	1 のもの					
					エネ法基	住戸の数が	1 件	19,000円			
					準省令第	2 以上 5 以					
					1 条第 1	下のもの					
					項第 2 号	住戸の数が	1 件	27,700円			
					イ(2)及	6 以上10以					
					びロ(2)	下のもの					
					に定める	住戸の数が	1 件	40,200円			
					基準に係	11以上のも					
					る申請の	の					
					場合						
					その他の	住戸の数が	1 件	19,200円			
					ものに係	1 のもの					
					る申請の	住戸の数が	1 件	38,500円			
					場合	2 以上 5 以					
						下のもの					
						住戸の数が	1 件	54,500円			
						6 以上10以					

改正後							改正前					
					下のもの							
					住戸の数が	1 件	77, 100円					
					11以上のもの							
					共用廊下等の部分	1 件	60, 300円					
			非住宅の部分	非住宅の部分の全部の用途が工場等であるものに係る申請の場合	1 件	24, 300円						
				非住宅の部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る申請の場合（非住宅の部分の全部の用途が工場等である場合を除く。）	1 件	48, 600円						
				その他のものに係る申請の場合	1 件	125, 200円						
		その他の	全部の用途が工場等であるものに係る申請の場合	1 件	24, 300円							

改正後							改正前					
		建築物	<u>全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係る申請の場合（全部の用途が工場等である場合を除く。）</u>			<u>1件</u>	<u>48,600円</u>			<u>第1条モデル建築物基準に係る建築物（用途が工場等である建築物を除く。）</u>	<u>1件</u>	<u>62,300円</u>
			<u>その他のものに係る申請の場合</u>			<u>1件</u>	<u>125,200円</u>			<u>その他の建築物（用途が工場等である建築物を除く。）</u>	<u>1件</u>	<u>157,400円</u>
										<u>用途が工場等である建築物</u>	<u>1件</u>	<u>31,100円</u>
22	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	一戸建て住宅	建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に定める基準に係る申請の場合		<u>1件</u>	<u>7,000円</u>	18の3	確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料			
				建築物省エネ法基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る申請の場合		<u>1件</u>	<u>5,000円</u>					
				<u>その他のものに係る申請の場合</u>		<u>1件</u>	<u>9,600円</u>					
			共同住宅等	住戸の部分	全住戸が建築物省エネ法基準省令第	<u>住戸の数が1のもの</u>	<u>1件</u>	<u>7,000円</u>				
						<u>住戸の数が2以上5以</u>	<u>1件</u>	<u>13,900円</u>				

改正後								改正前					
					<u>1 条第 1</u>	<u>下のもの</u>							
					<u>項第 2 号</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>19,800円</u>					
					<u>イ(1)及</u>	<u>6 以上10以</u>							
					<u>びロ(2)</u>	<u>下のもの</u>							
					<u>又はイ</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>28,500円</u>					
					<u>(2)及び</u>	<u>11以上のも</u>							
					<u>ロ(1)に</u>	<u>の</u>							
					<u>定める基</u>								
					<u>準に係る</u>								
					<u>申請の場</u>								
					<u>合</u>								
					<u>全住戸が</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>5,000円</u>					
					<u>建築物省</u>	<u>1 のもの</u>							
					<u>エネ法基</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>9,500円</u>					
					<u>準省令第</u>	<u>2 以上 5 以</u>							
					<u>1 条第 1</u>	<u>下のもの</u>							
					<u>項第 2 号</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>13,800円</u>					
					<u>イ(2)及</u>	<u>6 以上10以</u>							
					<u>びロ(2)</u>	<u>下のもの</u>							
					<u>に定める</u>	<u>住戸の数が</u>	<u>1 件</u>	<u>20,100円</u>					

改正後								改正前					
				基準に係 る申請の 場合	11以上のもの								
				その他の ものに係 る申請の 場合	住戸の数が 1のもの	1 件	9,600円						
					住戸の数が 2以上5以 下のもの	1 件	19,200円						
					住戸の数が 6以上10以 下のもの	1 件	27,200円						
					住戸の数が 11以上のもの	1 件	38,500円						
				共用廊下等の部分		1 件	30,100円						
			非住 宅の 部分	非住宅の部分の全部の 用途が工場等であるもの に係る申請の場合		1 件	12,100円						
				非住宅の部分の全部が 建築物省エネ法基準省		1 件	24,300円						

改正後							改正前						
				令第1条第1項第1号 ロに定める基準に係る 申請の場合（非住宅の 部分の全部の用途が工 場等である場合を除 く。）									
				その他のものに係る申 請の場合	1件	62,600円							
				その 他の 建築 物	全部の用途が工場等であるも のに係る申請の場合	1件	12,100円						
				建築 物	全部が建築物省エネ法基準省 令第1条第1項第1号ロに定 める基準に係る申請の場合（全 部の用途が工場等である場合 を除く。）	1件	24,300円						
					その他のものに係る申請の場 合	1件	62,600円						
23	建築	建築物	略	略			略	略	略	略	略	略	
			共同	建築物全体	略								
19	建築	建築物	略	略			略	略	略	略	略	略	
			共同	建築物全体	略								

改正後							改正前							
物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	省エネ 法第30 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市 長が定 める場 合にお ける認 定申請 に対す	住宅 等	又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合	共用廊下等の部分	1 部 分	10,300円	物エネ ルギー 消費性 能向上 計画認 定申請 手数料	省エネ 法第35 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市 長が定 める場 合にお ける認 定申請 に対す	住宅 等	又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合	共用廊 下等の 部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1 部 分	10,300円
				非住宅の部分（建 築物全体の申請の 場合に限る。）	1 部 分	10,300円					非住宅 の部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも	1 部 分	17,900円

改正後						改正前							
	る審査						る審査				の		
											当該部分	1部	17,900円
											の床面積	分	
											の合計が		
											300平方		
											メートル		
											を超える		
											もの		
			複合建築物の非住宅の部分の 申請の場合		1件	10,300円			複合建築物 の非住宅の 部分の申請 の場合	当該部分の床面積 の合計が300平方 メートル以内のも の	1件	10,300円	
										当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超える もの	1件	17,900円	
			その他の建築物		1件	10,300円		その 他の 建築 物	建築物の延べ面積が300平方メ ートル以内のもの	1件	10,300円		
									建築物の延べ面積が300平方メ ートルを超えるもの	1件	17,900円		

改正後								改正前									
					<u>びロ</u> <u>(1)に</u> <u>定める</u> <u>基準に</u> <u>係るも</u> <u>の</u>	<u>戸数が11</u> <u>以上のも</u> <u>の</u>											
					<u>全住戸</u> <u>が建築</u> <u>物省エ</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>19,100円</u>					建築物全体 又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合	<u>住戸の</u> <u>部分</u> <u>(全住</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u>	<u>19,100円</u>
					<u>ネ法基</u> <u>準省令</u> <u>第10条</u> <u>第2号</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>35,900円</u>					<u>戸が建</u> <u>築物省</u> <u>エネ法</u> <u>基準省</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>35,900円</u>	
					<u>イ(2)</u> <u>及びロ</u> <u>(2)に</u> <u>定める</u> <u>基準に</u> <u>係るも</u> <u>の</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>51,900円</u>					<u>令第10</u> <u>条第2</u> <u>号イ</u> <u>(2)及</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u>	<u>51,900円</u>	
						<u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u>	<u>1件</u>	<u>74,600円</u>					<u>びロ</u> <u>(2)に</u> <u>定める</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u>	<u>1件</u>	<u>74,600円</u>	

改正後									改正前								
						<u>の</u>							<u>基準に</u>	<u>の</u>			
					<u>その他</u>	<u>1棟の戸</u>	<u>1件</u>	<u>37,100円</u>					<u>係る申</u>				
					<u>のもの</u>	<u>数が1の</u>							<u>請の場</u>				
						<u>もの</u>							<u>合)</u>				
						<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>74,900円</u>					<u>住戸の</u>	<u>1棟の戸</u>	<u>1件</u>	<u>37,100円</u>	
						<u>戸数が2</u>							<u>部分</u>	<u>数が1の</u>			
						<u>以上5以</u>							<u>(その</u>	<u>もの</u>			
						<u>下のもの</u>							<u>他のも</u>	<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>74,900円</u>	
						<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>105,400円</u>					<u>の係る</u>	<u>戸数が2</u>			
						<u>戸数が6</u>							<u>申請の</u>	<u>以上5以</u>			
						<u>以上10以</u>							<u>場合)</u>	<u>下のもの</u>			
						<u>下のもの</u>								<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>105,400円</u>	
						<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>148,300円</u>						<u>戸数が6</u>			
						<u>戸数が11</u>								<u>以上10以</u>			
						<u>以上のも</u>								<u>下のもの</u>			
						<u>の</u>								<u>1棟の総</u>	<u>1件</u>	<u>148,300円</u>	
														<u>戸数が11</u>			
														<u>以上のも</u>			
														<u>の</u>			
					<u>共用廊下等の部分</u>		<u>1部</u>	<u>118,500円</u>					<u>共用廊</u>	<u>当該部分</u>	<u>1部</u>	<u>118,500円</u>	

改正後								改正前							
						分						下等の部分	の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	分	
													当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1 部分	149,700円
				非住宅の部分	非住宅の部分の全部の用途が工場等であるもの	1 部分	47,500円								
				(建築物全体の申)	非住宅の部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及び	1 部分	95,000円					非住宅の部分(非住宅の部分)	当該部分の床面積の合計が300平方	1 部分	95,000円

改正後								改正前								
					<u>請の場合に限る。)</u>	<u>ロ(2)に定める基準に係るもの（非住宅の部分の全部の用途が工場等であるものを除く。）</u>						<u>分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係る申請の場合)</u>	<u>メートル以内のもの</u>			
													<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>1部分</u>	<u>121,000円</u>	
					<u>その他のもの</u>		<u>1部分</u>	<u>248,400円</u>					<u>非住宅の部分（その他のも</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方</u>	<u>1部分</u>	<u>248,400円</u>

改正後								改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

改正後							改正前									
												第 1 号	の床面積			
												イ(2)	の合計が			
												及びロ	300平方			
												(2)に	メートル			
												定める	を超える			
												基準に	もの			
												係るも				
												のであ				
												るもの				
					その他のもの	1 件	248,400円					その他	当該部分	1 件	248,400円	
												のもの	の床面積			
													の合計が			
													300平方			
													メートル			
													以内のも			
													の			
													当該部分	1 件	311,200円	
													の床面積			
													の合計が			
													300平方			

改正後							改正前								
											メートル を超える もの				
		その 他の 建築 物	建築物全体の用途が工場等 あるものに係る申請の場合	1 件	47,500円				その 他の 建築 物	建築物全体 が建築物省 エネ法基準 省令第10条 第1号イ(2) 及びロ(2)に 定める基準 に係る申請 の場合	建築物の延べ面積 が300平方メートル以内のもの	1 件	95,000円		
			建築物全体が建築物省エネ法 基準省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係 る申請の場合(建築物全体の用 途が工場等である場合を除 く。)	1 件	95,000円					建築物の延べ面積 が300平方メートルを超えるもの		1 件	121,000円		
			その他のものに係る申請の場 合	1 件	248,400円				その他のも のに係る申 請の場合	建築物の延べ面積 が300平方メートル以内のもの		1 件	248,400円		
										建築物の延べ面積 が300平方メートル		1 件	311,200円		

改正後								改正前							
										ルを超えるもの					
24 建築	建築物	略	略				略		略			略	略		
物エネ ルギー 消費性 能向上 計画変 更認定 申請手 数料	省エネ 法第30 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 すると 市長が 定める 機関が 認めた 場合そ の他市 長が定 める場 合にお ける変	共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合	略				共同 住宅 等	建築物全体 又は複合建 築物の住宅 の部分の申 請の場合	略					
				共用廊下等の部分		1 部	6, 200円			共用廊 下等の 部分		当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1 部	6, 200円	
				非住宅の部分（建 築物全体の申請の 場合に限る。）		1 部	6, 200円			非住宅 の部分		当該部分 の床面積 の合計が	1 部	6, 200円	

改正後						改正前									
	更認定 申請に 対する 審査						更認定 申請に 対する 審査					<u>300平方</u>			
												<u>メートル</u>			
												<u>以内のも</u>			
												<u>の</u>			
												<u>当該部分</u>	<u>1部</u>	<u>10,700円</u>	
												<u>の床面積</u>	<u>分</u>		
												<u>の合計が</u>			
												<u>300平方</u>			
												<u>メートル</u>			
												<u>を超える</u>			
												<u>もの</u>			
			<u>複合建築物の非住宅の部分の</u>			<u>1件</u>	<u>6,200円</u>					<u>複合建築物</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>1件</u>	<u>6,200円</u>
			<u>申請の場合</u>									<u>の非住宅の</u>	<u>の合計が300平方</u>		
												<u>メートル以内のも</u>	<u>の</u>		
												<u>当該部分の床面積</u>	<u>1件</u>	<u>10,700円</u>	
												<u>の合計が300平方</u>			
												<u>メートルを超える</u>			
												<u>もの</u>			
			<u>その他の建築物</u>			<u>1件</u>	<u>6,200円</u>					<u>その</u>	<u>建築物の延べ面積が300平方メ</u>	<u>1件</u>	<u>6,200円</u>

改正後								改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						</

改正後								改正前							
			の申 請の 場合	<u>(2)又</u> <u>はイ</u> <u>(2)及</u> <u>びロ</u> <u>(1)に</u> <u>定める</u> <u>基準に</u> <u>係るも</u> <u>の</u>	<u>以上10以</u> <u>下のもの</u> <u>1棟の総</u> <u>戸数が11</u> <u>以上のも</u> <u>の</u>	<u>1件</u> 	 <u>57,000円</u> 								
				<u>全住戸</u> <u>が建築</u> <u>物省エ</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>10,100円</u> 					<u>住戸の</u> <u>部分</u> <u>(全住</u>	<u>1棟の戸</u> <u>数が1の</u> <u>もの</u>	<u>1件</u> 	<u>10,100円</u>
				<u>ネ法基</u> <u>準省令</u> <u>第10条</u> <u>第2号</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>19,000円</u> 					<u>戸が建</u> <u>築物省</u> <u>エネ法</u> <u>基準省</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が2</u> <u>以上5以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>19,000円</u>
				<u>イ(2)</u> <u>及びロ</u> <u>(2)に</u> <u>定める</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>27,700円</u> 					<u>令第10</u> <u>条第2</u> <u>号イ</u> <u>(2)及</u>	<u>1棟の総</u> <u>戸数が6</u> <u>以上10以</u> <u>下のもの</u>	<u>1件</u> 	<u>27,700円</u>

改正後								改正前							
					<u>基準に係るものの</u>	<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1件</u> <u>40,200円</u>					<u>びろ(2)に定める基準に係る申請の場合)</u>	<u>1棟の総戸数が11以上のもの</u>	<u>1件</u> <u>40,200円</u>	
					<u>その他のもの</u>	<u>1棟の戸数が1のもの</u>	<u>1件</u> <u>19,200円</u>					<u>住戸の部分(その他のもの</u>	<u>1棟の戸数が1のもの</u>	<u>1件</u> <u>19,200円</u>	
						<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	<u>1件</u> <u>38,500円</u>					<u>他のものに係る申請の場合)</u>	<u>1棟の総戸数が2以上5以下のもの</u>	<u>1件</u> <u>38,500円</u>	
						<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>1件</u> <u>54,500円</u>						<u>1棟の総戸数が6以上10以下のもの</u>	<u>1件</u> <u>54,500円</u>	
						<u>1棟の総戸数が11</u>	<u>1件</u> <u>77,100円</u>						<u>1棟の総戸数が11</u>	<u>1件</u> <u>77,100円</u>	

改正後									改正前									
						<u>以上のもの</u>								<u>以上のもの</u>				
						<u>共用廊下等の部分</u>	<u>1 部分</u>	<u>60,300円</u>						<u>共用廊下等の部分</u>	<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</u>	<u>1 部分</u>	<u>60,300円</u>	
															<u>当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</u>	<u>1 部分</u>	<u>76,600円</u>	
						<u>非住宅の部分の全部</u>	<u>1 部分</u>	<u>24,300円</u>										
						<u>（建）非住宅の部分の全部</u>	<u>1 部分</u>	<u>48,600円</u>							<u>非住宅</u>	<u>当該部分</u>	<u>1 部分</u>	<u>48,600円</u>

改正後							改正前							
				<u>建築物全体 の申請の 場合に限 る。)</u>	<u>部が建築物省エネ 法基準省令第10条 第1号イ(2)及び ロ(2)に定める基 準に係るもの(非 住宅の部分の全部 の用途が工場等で あるものを除く。)</u>	<u>分</u>					<u>の部分 (非住 宅の部 分の全 部が建 築物省 エネ法 基準省 令第10 条第1 号イ (2)及 びロ (2)に 定める 基準に 係る申 請の場 合)</u>	<u>の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の</u>	<u>分</u>	
												<u>当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの</u>	<u>1部 分</u>	<u>62,300円</u>
				<u>その他のもの</u>		<u>1部</u>	<u>125,200</u>					<u>非住宅 当該部分</u>	<u>1部</u>	<u>125,200</u>

改正後								改正前							
						分	円					の部分 (その 他のも のに係 る申請 の場 合)	の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	分	円
													当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 部 分	157, 400 円
			複合 建築 物の 非住 宅の 部分 の申	非住宅の部分の全部の用 途が工場等であるもの		1 件	24, 300円				複合建築物 の非住宅の 部分の申請 の場合	非住宅 の部分 の全部 が建築 物省エ	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル	1 件	48, 600円
				非住宅の部分の全部が建 築物省エネ法基準省令第 10条第 1 号イ(2)及びロ (2)に定める基準に係る ものであるもの(非住宅		1 件	48, 600円								

改正後							改正前						
			請の 場合	<u>の部分の全部の用途が工 場等であるものを除く。)</u>						ネ法基 準省令 第10条 第1号 イ(2) 及びロ (2)に 定める 基準に 係るも のであ るもの	<u>以内のも の</u>		
											当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超える もの	1 件	62,300円
				<u>その他のもの</u>	1 件	125,200円				その他 のもの	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル 以内のも の	1 件	125,200円
											当該部分	1 件	157,400円

改正後							改正前									
												<u>の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方</u> <u>メートル</u> <u>を超える</u> <u>もの</u>				
		その 他の 建築 物	<u>建築物全体の用途が工場等 あるものに係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>24,300円</u>				その 他の 建築 物	<u>建築物全体 が建築物省 エネ法基準 省令第10条 第1号イ (2)及びロ (2)に定め る基準に係 る申請の場 合</u>	<u>建築物の延べ面積 が300平方メー トル以内のもの</u> <u>建築物の延べ面積 が300平方メー トルを超えるもの</u>	<u>1 件</u> <u>1 件</u>	<u>48,600円</u> <u>62,300円</u>			
			<u>建築物全体が建築物省エネ法 基準省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係 る申請の場合(建築物全体の用 途が工場等である場合を除 く。)</u>	<u>1 件</u>	<u>48,600円</u>											
			<u>その他のものに係る申請の場 合</u>	<u>1 件</u>	<u>125,200円</u>					<u>その他のも のに係る申</u>	<u>建築物の延べ面積 が300平方メー</u>	<u>1 件</u>	<u>125,200円</u>			

改正後							改正前						
										請の場合	ル以内のもの		
											建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの	1 件	157,400円
25	建築物エネルギー消費性向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合その他市長が定	一戸建て住宅			1 件	1,600円						
			共同住宅等	建築物全体又は複合建築物の住宅の部分の申請の場合	住戸の部分	1 棟の戸数が 1 のもの	1 件	1,600円					
						1 棟の総戸数が 2 以上 5 以下のもの	1 件	3,100円					
						1 棟の総戸数が 6 以上 10 以下のもの	1 件	5,200円					
						1 棟の総戸数が 11 以上のもの	1 件	8,700円					

改正後						改正前					
<u>める場 合にお ける建 築物エ ネルギー 一消費 性能向 上計画 の軽微 な変更 に係る 証明書 の交付</u>			<u>共用廊下等の部分</u>	<u>1 部 分</u>	<u>3,100円</u>						
			<u>非住宅の部分（建 築物全体の申請の 場合に限る。）</u>	<u>1 部 分</u>	<u>3,100円</u>						
			<u>複合建築物の非住宅の部分の 申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>3,100円</u>						
		<u>その他の建築物</u>			<u>1 件</u>	<u>3,100円</u>					
<u>その他 の場合 におけ る建築 物エネ ルギー 消費性</u>	<u>一戸 建て 住宅</u>	<u>建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ（1）及びロ（2）又 はイ（2）及びロ（1）に定める 基準に係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>7,000円</u>							
		<u>建築物省エネ法基準省令第10 条第2号イ（2）及びロ（2）に 定める基準に係る申請の場合</u>	<u>1 件</u>	<u>5,000円</u>							

改正後							改正前						
	能向上		その他のものに係る申請の場合			1 件	9,600円						
	計画の	共同	建築	住戸	全住戸	1 棟の戸	1 件	7,000円					
	軽微な	住宅	物全	の部分	が建築	数が1の							
	変更	等	体又	分	物省エ	もの							
	に係る証		は複		ネ法基	1 棟の総	1 件	13,900円					
	明書の		合建		準省令	戸数が2							
	交付		築物		第10条	以上5以							
			の住		第2号	下のもの							
			宅の		イ(1)	1 棟の総	1 件	19,800円					
			部分		及びロ	戸数が6							
			の申		(2)又	以上10以							
			請の		はイ	下のもの							
			場合		(2)及	1 棟の総	1 件	28,500円					
					びロ	戸数が11							
					(1)に	以上のも							
					定める	の							
					基準に								
					係るも								
					の								
					全住戸	1 棟の戸	1 件	5,000円					

改正後					改正前				
				が建築 物省エ	数が1の もの				
				ネ法基	1棟の総	1件	9,500円		
				準省令	戸数が2				
				第10条	以上5以				
				第2号	下のもの				
				イ(2)	1棟の総	1件	13,800円		
				及びロ	戸数が6				
				(2)に	以上10以				
				定める	下のもの				
				基準に	1棟の総	1件	20,100円		
				係るも	戸数が11				
				の	以上のも				
				の	の				
				その他	1棟の戸	1件	9,600円		
				のもの	数が1の もの				
					1棟の総	1件	19,200円		
					戸数が2				
					以上5以				

改正後									改正前							
						下のもの										
						1棟の総戸数が6以上10以下	1件	27,200円								
						1棟の総戸数が11以上のもの	1件	38,500円								
					共用廊下等の部分		1部分	30,100円								
					非住宅の部分	非住宅の部分の全部の用途が工場等であるもの	1部分	12,100円								
					(建築物全体の申請の場合)	非住宅の部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの(非	1部分	24,300円								

改正後								改正前							
				に限 る。)	住宅の部分の全部 の用途が工場等 あるものを除く。)										
					その他のもの	1 部 分	62,600円								
			複合建築物 の非住宅の 部分の申請 の場合		非住宅の部分の全 部の用途が工場等 であるもの	1 件	12,100円								
					非住宅の部分の全 部が建築物省エネ 法基準省令第10条 第1号イ(2)及び ロ(2)に定める基 準に係るものであ るもの（非住宅の 部分の全部の用途 が工場等であるも のを除く。)	1 件	24,300円								
					その他のもの	1 件	62,600円								
			その		建築物全体の用途が工場等であ	1 件	12,100円								

改正後						改正前							
		他の	るものに係る申請の場合			21	建築 物エネ ルギー 消費性 能基準 適合認 定申請 手数料	建築物 省エネ 法第2 条第1 項第3 号に規 定する 建築物 エネル ギー消 費性能 基準に	共同 住宅 等	住戸の部分			
		建築 物	建築物全体が建築物省エネ法 基準省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2)に定める基準に係 る申請の場合(建築物全体の用 途が工場等である場合を除 く。)	1 件	24,300円						1棟の戸数が1の もの	1 件	5,200円
			1棟の総戸数が2 以上5以下のもの								1 件	10,300円	
			1棟の総戸数が6 以上10以下のもの								1 件	17,500円	
			その他のものに係る申請の場合	1 件	62,600円					1棟の総戸数が11 以上のもの	1 件	29,100円	
									共用廊下等 の部分	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以内のもの	1 部 分	10,300円	

改正後						改正前					
						適合し ている と市長 が定め る機関 が認め た場合 その他 市長が 定める 場合に おける 認定申 請に対 する審 査			当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超える もの	1部 分	17,900円
							非住宅の部 分	当該部分の床面積 の合計が300平方メ ートル以内のもの	1部 分	10,300円	
								当該部分の床面積 の合計が300平方 メートルを超える もの	1部 分	17,900円	
							その 他の 建築 物	建築物の延べ面積が300平方メ ートル以内のもの	1件	10,300円	
								建築物の延べ面積が300平方メ ートルを超えるもの	1件	17,900円	
						その他 の場合 におけ る認定	一戸 建て 住宅	建築物省エネ法基準省令第1条 第1項第2号イ(2)及びロ(2) に定める基準並びに同号イ(3) 及びロ(3)に定める基準(以下	1件	19,100円	

改正後						改正前					
							申請に 対する 審査		この項において「仕様基準」と いう。)に係る申請の場合		
									建築物省エネ法基準省令第1 条第1項第2号イ(2)及びロ (2)に定める基準並びに仕様 基準以外に係る申請の場合	1件	37,100円
							共同 住宅 等	住戸の部分 (全住戸が	1棟の戸数が1の もの	1部 分	19,100円
								建築物省エ ネ法基準省 令第1条第 1項第2号	1棟の総戸数が2 以上5以下のもの	1部 分	35,900円
								イ(2)及び ロ(2)に定 める基準並 びに仕様基 準に係る申 請の場合)	1棟の総戸数が6 以上10以下のもの	1部 分	51,900円
									1棟の総戸数が11 以上のもの	1部 分	74,600円
								住戸の部分 (その他の	1棟の戸数が1の もの	1部 分	37,100円

改正後							改正前						
										<u>ものに係る</u>	<u>1棟の総戸数が2</u>	<u>1部</u>	<u>74,900円</u>
										<u>申請の場</u>	<u>以上5以下のもの</u>	<u>分</u>	
										<u>合)</u>	<u>1棟の総戸数が6</u>	<u>1部</u>	<u>105,400円</u>
											<u>以上10以下のもの</u>	<u>分</u>	
											<u>1棟の総戸数が11</u>	<u>1部</u>	<u>148,300円</u>
											<u>以上のもの</u>	<u>分</u>	
										<u>共用廊下等</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>1部</u>	<u>118,500円</u>
										<u>の部分</u>	<u>の合計が300平方メ</u>	<u>分</u>	
											<u>ートル以内のもの</u>		
											<u>当該部分の床面積</u>	<u>1部</u>	<u>149,700円</u>
											<u>の合計が300平方</u>	<u>分</u>	
											<u>メートルを超える</u>		
											<u>もの</u>		
										<u>非住宅の部</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>1部</u>	<u>95,000円</u>
										<u>分（非住宅</u>	<u>の合計が300平方メ</u>	<u>分</u>	
										<u>の部分の全</u>	<u>ートル以内のもの</u>		
										<u>部が第1条</u>	<u>当該部分の床面積</u>	<u>1部</u>	<u>121,000</u>
										<u>モデル建築</u>	<u>の合計が300平方</u>	<u>分</u>	<u>円</u>
										<u>物基準に係</u>	<u>メートルを超える</u>		
										<u>る申請の場</u>	<u>もの</u>		

改正後						改正前					
								合)			
								非住宅の部	当該部分の床面積	1 部	248,400円
								分（その他	の合計が300平方メ	分	
								のものに係	ートル以内のもの		
								る申請の場	当該部分の床面積	1 部	311,200円
								合)	の合計が300平方	分	
									メートルを超える		
									もの		
							その	建築物全体	建築物の延べ面積	1 件	95,000円
							他の	が第1条モ	が300平方メートル		
							建築	物建築物	以内のもの		
							物	基準に係る	建築物の延べ面積	1 件	121,000円
								申請の場合	が300平方メート		
									ルを超えるもの		
								その他のも	建築物の延べ面積	1 件	248,400円
								のに係る申	が300平方メートル		
								請の場合	以内のもの		
									建築物の延べ面積	1 件	311,200円
									が300平方メート		
									ルを超えるもの		

改正後	改正前
摘要 1 1の項に規定する建築確認申請又は計画通知手数料について、当該手数料に係る種類の欄の床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。 (1)・(2) 略 (3) <u>建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u>（確認を受けた建築物の計画を変更する場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 2 2の項に規定する完了検査申請又は完了通知手数料について、当該手数料に係る種類の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（建築物を移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を<u>移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合</u>にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 17の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、18の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、<u>19の項に規定する低炭素建築物新築等計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</u>、23	摘要 1 1の項に規定する建築確認申請又は計画通知手数料について、当該手数料に係る種類の欄の床面積の合計は、次に掲げる面積について算定する。 (1)・(2) 略 (3) 建築物を<u>移転する場合</u>（確認を受けた建築物の計画を変更する場合を除く。） 当該移転に係る部分の床面積の2分の1 (4) 確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を<u>移転する場合</u> 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 2 2の項に規定する完了検査申請又は完了通知手数料について、当該手数料に係る種類の欄の床面積の合計は、建築物を建築した場合（建築物を移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を<u>移転した場合</u>にあっては当該移転に係る部分の床面積の2分の1について算定する。 3 17の項に規定する低炭素建築物新築等計画認定申請手数料、18の項に規定する低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料、<u>19の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</u>、<u>20の項に規定す</u>

改正後	改正前
<u>の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料、<u>24の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び25の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</u>について、共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅の部分の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分については、共用廊下等の部分に係る計算がある場合（申請に係る設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に当該部分が含まれているものに共用部分が含まれている場合に限る。）</u>に加算し、非住宅の部分については、建築物全体の申請の場合に限り、非住宅の部分に係る計算がある場合に加算する。 4 <u>20の項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び21の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料</u>について、<u>当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方</u>	<u>る建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び21の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u>について、共同住宅等の建築物全体又は複合建築物の住宅の部分（<u>21の項に規定する建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料</u>にあっては、<u>共同住宅等の建築物全体</u>）の申請の場合の手数料の額は、住戸の部分により算出した額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分により算出した額を加算する。ただし、共用廊下等の部分については、共用廊下等の部分に係る計算がある場合に加算し、非住宅の部分については、建築物全体の申請の場合に限り、非住宅の部分に係る計算がある場合に加算する。 4 <u>18の2の項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</u>について、建築物省エネ法<u>第34条第3項各号</u>に掲げる事項が記載されている同法<u>第37条</u>に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法<u>第35条第1項又は第36条第1項</u>の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、<u>19の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（確保計画の変更に係る場合にあつ</u>

改正後	改正前
法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、<u>20の項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料にあっては23の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料に、21の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料にあっては24の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料に係る建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合その他市長が定める場合の区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。</u> <u>5 20の項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料及び21の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料並びに22の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る共同住宅等の住戸の部分、共用廊下等の部分又は非住宅の部分の判定又は証明書の交付を一の申請書により受けようとする場合における当該判定又は証明書の交付に係る手数料の額は、当該共同住宅等の住戸の部分、共用廊下等の部分又は非住宅の部分についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額若しくは建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証</u>	<u>ては、20の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)</u>に係る建築物省エネ法<u>第35条第1項各号</u>に掲げる基準に適合すると市長が定める機関が認めた場合その他市長が定める場合の区分に係る金額の欄に掲げる額に相当する額とする。

改正後	改正前
<u>明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。</u> <u>6 22の項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該手数料に係る建築物（増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分をいう。）が設計一次エネルギー消費量の算出の基礎に含まれていない場合又は建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物につき当該認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同法第30条第1項若しくは第31条第1項の認定における評価の方法と同様の評価の方法により建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うこととなる場合における当該手数料の額は、当該手数料に係る金額の欄の規定にかかわらず、備考4の規定により計算して得た建築物エネルギー消費性能確保計画変更申請手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額）とする。</u> <u>7 23の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物省エネ法第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物</u>	<u>5 19の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料について、建築物省エネ法第34条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物</u>

改正後	改正前
の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。 <u>8 24の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物省エネ法第31条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、<u>23の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額</u>）に相当する額を合算した額とする。</u> <u>9 25の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料について、当該証明書の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（軽微な変更があるものに限る。）についてそれぞれ</u>	の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。 <u>6 20の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、建築物省エネ法第36条第1項の変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、<u>19の項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額</u>）に相当する額を合算した額とする。</u>

改正後					改正前				
<u>別の申請があったものとみなしてこの表により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額に相当する額を合算した額とする。</u>									
備考 略					備考 略				
(7)・(8) 略					(7)・(8) 略				
(9) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料</u>					(9) <u>宅地造成等規制法関係手数料</u>				
種類			単位	金額	種類			単位	金額
1 宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料	<u>宅地造</u>	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>17,000円</u>	1 宅地	<u>宅地造</u>	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>13,000円</u>
	<u>成及び</u>	の面積が500平方メートル以内のもの			造成工	<u>成等規</u>	の面積が500平方メートル以内のもの		
	<u>は特定</u>				事許可	<u>制法(昭</u>			
	<u>盛土等</u>	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>28,000円</u>	申請手	和36年	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>22,000円</u>
	<u>工事許</u>	の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			数料	法律第	の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		
	<u>可申請</u>					191号)			
	<u>法律第</u>					<u>第8条</u>			
	191号)	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>40,000円</u>		<u>第1項</u>	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>33,000円</u>
	<u>第12条</u>	の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				の規定	の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		
	<u>第1項</u>					に基づく許可			
	の規定					申請に	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>50,000円</u>
	に基づ	切土又は盛土をする土地	1 件	<u>58,000円</u>					

改正後					改正前				
	く宅地 造成又 は特定 盛土等 工事許 可申請 に対す る審査	の面積が2,000平方メー トルを超え3,000平方メ ートル以内のもの			に対する 審査	の面積が2,000平方メー トルを超え5,000平方メ ートル以内のもの			
		切土又は盛土をする土地 の面積が3,000平方メー トルを超え5,000平方メ ートル以内のもの	1件	69,000円					
		切土又は盛土をする土地 の面積が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの	1件	94,000円		切土又は盛土をする土地 の面積が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以内のもの	1件	72,000円	
		切土又は盛土をする土地 の面積が1万平方メー トルを超え2万平方メー トル以内のもの	1件	149,000円		切土又は盛土をする土地 の面積が1万平方メー トルを超え2万平方メー トル以内のもの	1件	120,000円	
		切土又は盛土をする土地 の面積が2万平方メー トルを超え4万平方メー トル以内のもの	1件	226,000円		切土又は盛土をする土地 の面積が2万平方メー トルを超え4万平方メー トル以内のもの	1件	180,000円	
		切土又は盛土をする土地	1件	360,000円		切土又は盛土をする土地	1件	270,000円	

改正後					改正前				
		の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの					の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの		
		切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	<u>510,000円</u>			切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	1件	<u>360,000円</u>
		切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件	<u>660,000円</u>			切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	1件	<u>450,000円</u>
<u>2</u>	<u>土石の堆積工事許可申請手数料</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定に基づく土石の</u>	<u>土石の堆積をする土地の面積が500平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>12,000円</u>				
		<u>土石の堆積をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>14,000円</u>					
		<u>土石の堆積をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>17,000円</u>					

改正後				改正前				
堆積工事許可申請に対する審査	<u>トル以内のもの</u>							
	<u>土石の堆積をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>20,000円</u>					
	<u>土石の堆積をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>29,000円</u>					
	<u>土石の堆積をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>32,000円</u>					
	<u>土石の堆積をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>1 件</u>	<u>39,000円</u>					
	<u>土石の堆積をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル</u>	<u>1 件</u>	<u>53,000円</u>					

改正後					改正前				
		<u>以内のもの</u>							
		<u>土石の堆積をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>74,000円</u>					
		<u>土石の堆積をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>102,000円</u>					
		<u>土石の堆積をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの</u>	<u>1件</u>	<u>132,000円</u>					
<u>3 宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請手数料</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等工事計画変更許可申請に対する審査</u>	1件	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。ただし、当該合算した額が <u>660,000円</u> を超えるときは、 <u>660,000円</u> とする。		<u>2 宅地造成工事計画変更許可申請手数料</u>	<u>宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく変更許可申請に対する審査</u>	1件	次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手数料の額を合算した額。ただし、当該合算した額が <u>450,000円</u> を超えるときは、 <u>450,000円</u> とする。	

改正後				改正前			
料			(1) 宅地造成又は <u>特定盛土等</u>に関する 工事に係る設計の変 更（次号のみに該当 する変更を除く。） 切土又は盛土をする 土地の面積（<u>同号</u>に 規定する変更を伴う 場合にあつては変更 前の切土又は盛土を する土地の面積、切 土又は盛土をする土 地の面積の縮小を伴 う場合にあつては縮 小後の切土又は盛土 をする土地の面積） に応じ、宅地造成又 は<u>特定盛土等</u>工事許 可申請手数料に係る 金額の欄に掲げる額				(1) 宅地造成に関す る工事に係る設計の 変更（次号のみに該 当する変更を除く。） 切土又は盛土をする 土地の面積（<u>次号</u>に 規定する変更を伴う 場合にあつては変更 前の切土又は盛土を する土地の面積、切 土又は盛土をする土 地の面積の縮小を伴 う場合にあつては縮 小後の切土又は盛土 をする土地の面積） に応じ、宅地造成工 事許可申請手数料に 係る金額の欄に掲げ る額に10分の1を乗 じて得た額

改正後				改正前			
			に10分の1を乗じて 得た額 (2) 切土又は盛土 をする土地の追加 に係る設計の変更 追加される切土 又は盛土をする土 地の面積に応じ、宅 地造成又は特定盛 土等工事許可申請 手数料に係る金額 の欄に掲げる額 (3) その他の変更 <u>12,000円</u>				(2) 切土又は盛土 をする土地の追加 に係る設計の変更 追加される切土 又は盛土をする土 地の面積に応じ、宅 地造成工事許可申 請手数料に係る金 額の欄に掲げる額 (3) その他の変更 <u>11,000円</u>
4 土石 の堆積 工事計 画変更 許可申 請手数	宅地造成及び特定盛土等規制法第 16条第1項の規定に基づく土石の 堆積工事計画変更許可申請に対す る審査	1 件	次の各号に掲げる区 分に応じ、それぞれ当 該各号に定める手 数の額を合算した額。 ただし、当該合算した 額が132,000円を超え				

改正後				改正前			
料			るときは、132,000円とする。 (1) <u>土石の堆積に関する工事の計画の変更（次号のみに該当する変更を除く。）</u> <u>土石の堆積をする土地の面積（同号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、</u> <u>土石の堆積工事許可申請手数料に係る金額の欄に掲げる額に</u>				

改正後					改正前				
				<u>10分の1を乗じて得た額</u> <u>(2) 土石の堆積をする土地の追加に係る設計の変更追加される土石の堆積をする土地の面積に応じ、土石の堆積工事許可申請手数料に係る金額の欄に掲げる額</u> <u>(3) その他の変更</u> <u>12,000円</u>					
<u>5 宅地</u>	<u>宅地造成又は特定盛土等</u>	<u>宅地造成及び特定盛土等</u>	<u>切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>4,000円</u>				
<u>中間検査申請手数料</u>	<u>土等規制法第18条第1項の</u>	<u>土等規制法第18条第1項の</u>	<u>切土又は盛土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>5,000円</u>				

改正後					改正前			
	<u>規定に基づく宅地造成又は特定盛土等工事中間検査</u>	<u>切土又は盛土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>7,000円</u>				
		<u>切土又は盛土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>11,000円</u>				
		<u>切土又は盛土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>19,000円</u>				
		<u>切土又は盛土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの</u>	<u>1件</u>	<u>31,000円</u>				
		<u>切土又は盛土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの</u>	<u>1件</u>	<u>44,000円</u>				
備考 略					備考 略			

改正後	改正前
(10)～(17) 略	(10)～(17) 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表(9)宅地造成等規制法関係手数料の改正規定は、同年5月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文（宅造法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可に係る工事の宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可の申請に係る手数料については、改正後の大府市手数料条例別表(9)宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料3の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

大府市旅館等の建築の規制に関する条例及び大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第21号

大府市旅館等の建築の規制に関する条例及び大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例の一部を改正する条例

(大府市旅館等の建築の規制に関する条例の一部改正)

第 1 条 大府市旅館等の建築の規制に関する条例（平成 8 年大府市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(同意)	(同意)
第 5 条 旅館等の建築をしようとする者（以下「建築主」という。）は、次に掲げる手続を開始する前に、あらかじめ市長の同意を得なければならない。	第 5 条 旅館等の建築をしようとする者（以下「建築主」という。）は、次に掲げる手続を開始する前に、あらかじめ市長の同意を得なければならない。
(1) ～ (5) 略	(1) ～ (5) 略
(6) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第12条第 1 項の規定による宅地造成等</u> に関する許可の申請	(6) <u>宅地造成等規制法</u> （昭和36年法律第191号） <u>第 8 条第 1 項</u> の規定による <u>宅地造成</u> に関する許可の申請
(7) ～ (10) 略	(7) ～ (10) 略
(11) <u>砂防指定地内における行為の規制に関する条例</u> （平成15年愛知県条例第 4 号） <u>第 4 条第 1 項</u> の規定による許可の申請	(11) <u>愛知県砂防指定地管理規則</u> （昭和34年愛知県規則第 9 号） <u>第 4 条第 1 項</u> の規定による許可の申請
(12) 略	(12) 略

改正後	改正前
2 略	2 略

(大府市開発等事業の手續及び基準等に関する条例の一部改正)

第2条 大府市開発等事業の手續及び基準等に関する条例（令和元年大府市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業等 建築、開発行為又は宅地（<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。以下同じ。）の分譲（これらに伴う宅地の造成を含む。）であつて、専ら自己の居住の用に供するためのもの以外のものをいう。 (2)～(11) 略	(定義) 第2条 略 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 事業等 建築、開発行為又は宅地（<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地をいう。以下同じ。）の分譲（これらに伴う宅地の造成を含む。）であつて、専ら自己の居住の用に供するためのもの以外のものをいう。 (2)～(11) 略

附 則

この条例は、令和7年5月9日から施行する。ただし、第1条中大府市旅館等の建築の規制に関する条例第5条第1項第11号の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第22号

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年大府市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第4条―第9条関係）				別表第2（第4条―第9条関係）			
対象区域		制限		対象区域		制限	
名称	計画 地区			名称	計画 地区		
大府木の山工業地区整備計画区域	A地区	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）の大分類E―製造業に属するもの	大府木の山工業地区整備計画区域	A地区	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 工場（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「標準産業分類」という。）の大分類E―製造業に属するもの

改正後					改正前				
				に限る。)、当該工場に関連する研究開発施設(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)及び <u>物資の流通の効率化に関する法律</u> (平成17年法律第85号。以下「 <u>物資流通効率化法</u> 」という。) <u>第4条第1号</u> の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2) 略 2・3 略					に限る。)、当該工場に関連する研究開発施設(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)及び <u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u> (平成17年法律第85号。以下「 <u>流通促進法</u> 」という。) <u>第2条第1号</u> の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)・(2) 略 2・3 略
				略					略
				略					略
	大府木の山南部工業地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 工場(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)及び <u>物資流通効率化法第4条第1号</u> の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げる		大府木の山南部工業地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 工場(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)、当該工場に関連する研究開発施設(標準産業分類の大分類Eー製造業に属するものに限る。)及び <u>流通促進法第2条第1号</u> の流通業務の用に供する建築物。ただし、次に掲げるものを

改正後					改正前				
				ものを除く。 (1)・(2) 略 2・3 略					除く。 (1)・(2) 略 2・3 略
			略	略				略	略
			略	略				略	略
	略					略			
	略					略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第23号

大府市道路占用料条例及び大府市公共用物管理条例の一部を改正する条例

(大府市道路占用料条例の一部改正)

第 1 条 大府市道路占用料条例（昭和61年大府市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)	占用物件 の種類	区分	単位	占用料 (単位 円)
法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1 本 1 年につき	<u>990</u>	法第32条 第 1 項第 1 号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1 本 1 年につき	<u>950</u>
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	第一種電話柱	1 本 1 年につき	<u>880</u>		第一種電話柱	1 本 1 年につき	<u>850</u>
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	その他の柱類	1 本 1 年につき	<u>88</u>		その他の柱類	1 本 1 年につき	<u>85</u>

改正後				改正前			
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>860</u>		路上に設ける変圧器	1 個 1 年につき	<u>830</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>530</u>		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>510</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1, 800</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個 1 年につき	<u>1, 700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>740</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個 1 年につき	<u>720</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 200</u>		広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>2, 400</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 800</u>		その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
法第32条 第 1 項第 2 号に掲 げる物件	外径が0. 07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>37</u>	法第32条 第 1 項第 2 号に掲 げる物件	外径が0. 07メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>36</u>
	外径が0. 07メートル以上0. 1メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>53</u>		外径が0. 07メートル以上0. 1メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>51</u>
	外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>79</u>		外径が0. 1メートル以上0. 15メートル未満のもの	長さ 1 メートル 1 年につき	<u>77</u>

改正後						改正前					
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき		<u>1,000</u>
法第32条	自動	法第2条	略	略	略	法第32条	自動	法第2条	略	略	略
第1項第3号に掲げる施設	運行補助施設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対	その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>18</u>	第1項第3号に掲げる施設	運行補助施設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対	その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>

改正後						改正前					
		象として 設置する 導線その 他の線類						象として 設置する 導線その 他の線類			
		略		略	略			略		略	
		その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>880</u>			その他の もの	上空に設 けるもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>850</u>
			地下に設 けるもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>530</u>				地下に設 けるもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>510</u>
	その他のもの			占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1,800</u>	その他のもの			占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1,700</u>	
法第32条 第 1 項第 4 号に掲 げる施設				占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1,800</u>	法第32条 第 1 項第 4 号に掲 げる施設				占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.004</u> を 乗じて得た額		法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及び 地下室	階数が 1 のも の	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額	
		階数が 2 のもの	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た額				階数が 2 のも の	占用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た額	

改正後					改正前				
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>		上空に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>660</u>		地下に設ける通路		占用面積1平方メートル1年につき	<u>710</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		その他のもの		占用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	令第7条 第1号に 掲げる物 件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	略		略	略		略		略	略
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	1本1日につき	<u>22</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	1本1日につき	<u>24</u>

改正後					改正前				
		し、一時的に設けるもの					し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>		幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>		アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>			その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施			占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施			占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
設				設			
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積1平方メ ートル1月につき	<u>220</u>	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		占用面積1平方メ ートル1月につき	<u>240</u>
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		占用面積1平方メ ートル1月につき	<u>180</u>	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		占用面積1平方メ ートル1月につき	<u>170</u>
令第7条 第8号に	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を 乗じて得た額	令第7条 第8号に	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を 乗じて得た額

改正後				改正前			
掲げる施設	下を除く。)に設けるもの			掲げる施設	下を除く。)に設けるもの		
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.017</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.004</u> を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.006</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.025</u> を乗じて得た額		その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に	建築物		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に	建築物		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.014</u> を乗じて得た額
掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.009</u> を乗じて得た額	掲げる施設	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.01</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に	建築物		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に	建築物		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.023</u> を乗じて得た額
掲げる施設及び自	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.009</u> を乗じて得た額	掲げる施設及び自	その他のもの		占用面積1平方メートル1年につきAに <u>0.01</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
自動車駐車場				自動車駐車場			
令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条 第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条 第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
令第7条 第14号に 掲げる施 設		占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.031を 乗じて得た額				
備考 略				備考 略			

(大府市公共用物管理条例の一部改正)

第2条 大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第14条関係）				別表（第14条関係）			
使用物件 の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)	使用物件 の種類	区分	単位	使用料 (単位 円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本1年につき	<u>990</u>	法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	第一種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>		第一種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>		その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>

改正後				改正前			
	略	略	略		略	略	略
	略	略	略		略	略	略
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>		路上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
	地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>		地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
	広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	法第32条 第1項第 2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>

改正後						改正前					
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>200</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>360</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>530</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートル1年につき		<u>510</u>
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		長さ1メートル1年につき		<u>1,000</u>
法第32条	自動	法第2条	略	略	略	法第32条	自動	法第2条	略	略	略
第1項第3号に掲げる施設	運行補助施設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対	その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>18</u>	第1項第3号に掲げる施設	運行補助施設	第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対	その他のもの	長さ1メートル1年につき	<u>17</u>

改正後						改正前					
		象として 設置する 導線その 他の線類						象として 設置する 導線その 他の線類			
		略		略	略			略		略	
		その他の もの	上空に設 けるもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>880</u>			その他の もの	上空に設 けるもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>850</u>
			地下に設 けるもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>530</u>				地下に設 けるもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>510</u>
	その他のもの			使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1, 800</u>	その他のもの			使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1, 700</u>	
法第32条 第 1 項第 4 号に掲 げる施設				使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1, 800</u>	法第32条 第 1 項第 4 号に掲 げる施設				使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	<u>1, 700</u>
法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が 1 のもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.004</u> を 乗じて得た額		法第32条 第 1 項第 5 号に掲 げる施設	地下街及 び地下室	階数が 1 のもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.005</u> を 乗じて得た額	
		階数が 2 のもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.006</u> を 乗じて得た額				階数が 2 のもの	使用面積 1 平方メ ートル 1 年につき	Aに <u>0.008</u> を 乗じて得た額	

改正後					改正前				
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,100</u>		上空に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,200</u>
	地下に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	<u>660</u>		地下に設ける通路		使用面積1平方メートル1年につき	<u>710</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>		その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		使用面積1平方メートル1日につき	<u>24</u>
	その他のもの		使用面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>		その他のもの		使用面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>	道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
号。以下「令」という。）	略		略	略	号。以下「令」という。）	略		略	略
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	1本1日につき	<u>22</u>		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際	1本1日につき	<u>24</u>

改正後					改正前				
第7条第1号に掲げる物件		し、一時的に設けるもの			第7条第1号に掲げる物件		し、一時的に設けるもの		
		その他のもの	1本1月につき	<u>220</u>			その他のもの	1本1月につき	<u>240</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき	<u>22</u>	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートル1日につき		<u>24</u>
		その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>220</u>			その他のもの	その面積1平方メートル1月につき	<u>240</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき	<u>2,200</u>	アーチ	車道を横断するもの	1基1月につき		<u>2,400</u>
		その他のもの	1基1月につき	<u>1,100</u>			その他のもの	1基1月につき	<u>1,200</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
令第7条第3号に掲げる施			使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施			使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
設				設			
令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		使用面積1平方メ ートル1月につき	<u>220</u>	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料		使用面積1平方メ ートル1月につき	<u>240</u>
令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		使用面積1平方メ ートル1月につき	<u>180</u>	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物 及び同条 第7号に 掲げる施 設		使用面積1平方メ ートル1月につき	<u>170</u>
令第7条 第8号に	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地	使用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を 乗じて得た額	令第7条 第8号に	トンネルの上又は高架の道 路の路面下(当該路面下の地	使用面積1平方メ ートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を 乗じて得た額

改正後				改正前					
掲げる施設	下を除く。）に設けるもの				下を除く。）に設けるもの				
	上空に設けるもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額	上空に設けるもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額	
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額		階数が2のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額	
	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額	
令第7条第9号に	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条第9号に	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額		
掲げる施設	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額	掲げる施設	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額	令第7条第10号に	建築物	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額		
掲げる施設及び自	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.009</u> を乗じて得た額	掲げる施設及び自	その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
動車駐車場				動車駐車場			
令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条 第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条 第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額	令第7条 第12号に掲げる器具		使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.012</u> を乗じて得た額	令第7条 第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額		その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額

改正後				改正前			
<u>令第7条</u> <u>第14号に掲げる施設</u>		<u>使用面積1平方メートル1年につき</u>	<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>				
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第24号

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(大府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年大府市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>高齢者</u>、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第 2 項において「<u>高齢者等</u>」という。）にあつては<u>第 2 号から第 5 号</u>まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定に該当する者にあつては<u>第 3 号から第 5 号</u>まで）のいずれの条件も具備する者でなければならない。ただし、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、条件を追加することができる。 <u>(1)</u> 略	(入居者の資格) 第 6 条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>老人</u>、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第 2 項において「<u>老人等</u>」という。）にあつては<u>第 1 号及び第 3 号から第 6 号</u>まで、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定に該当する者にあつては<u>第 4 号から第 6 号</u>まで）のいずれの条件も具備する者でなければならない。ただし、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認める場合は、条件を追加することができる。 <u>(1)</u> <u>市内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。</u> <u>(2)</u> 略

改正後	改正前
<u>(2)</u> その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 214,000円 (ア) 入居者又は同居者に規則第2条の2 <u>第1項第2号</u>から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合 (イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 <u>(3)～(5)</u> 略 (入居者資格の特例) 第7条 略 2 前条<u>第2号イ</u>に掲げる市営住宅の入居者は、同条各号 (<u>高齢者等</u>にあつては、前条<u>第2号から第5号</u>まで) に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居者の選考) 第9条 略 2～4 略 5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭鉱離職者、<u>高齢者</u>、心身障がい者その他特別の事情がある者	<u>(3)</u> その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして次に掲げるものである場合 214,000円 (ア) 入居者又は同居者に規則第2条の2 <u>第2号</u>から第4号まで、第6号又は第7号の規定に該当する者がある場合 (イ)・(ウ) 略 イ・ウ 略 <u>(4)～(6)</u> 略 (入居者資格の特例) 第7条 略 2 前条<u>第3号イ</u>に掲げる市営住宅の入居者は、同条各号 (<u>老人等</u>にあつては、前条<u>第1号及び第3号から第6号</u>まで) に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。 (入居者の選考) 第9条 略 2～4 略 5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親、引揚者、炭鉱離職者、<u>老人</u>、心身障がい者その他特別の事情がある者で、

改正後	改正前
で、規則で定める要件を備えているもの及び規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (同居の承認) 第12条 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。 (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第2号ア、イ又はウに規定する金額を超える場合 (2)～(5) 略 3 略 (収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2・3 略 (入居者の資格) 第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条	規則で定める要件を備えているもの及び規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているものについては、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。 (同居の承認) 第12条 略 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の規定による承認をしてはならない。 (1) 当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号ア、イ又はウに規定する金額を超える場合 (2)～(5) 略 3 略 (収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2・3 略 (入居者の資格) 第52条 第50条の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第6条

改正後	改正前
(第4号及び第5号を除く。)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) 略	(第5号及び第6号を除く。)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの条件を具備する者でなければならない。 (1)・(2) 略

(大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成11年大府市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者及び同居親族等（省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）が市町村税を滞納しておらず、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1)・(2) 略 (使用者の決定) 第35条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。	(入居者の資格) 第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、<u>市内に居住又は勤務する者のうち</u>、その者及び同居親族等（省令第1条第1号に規定する同居親族等をいう。以下同じ。）が市町村税を滞納しておらず、かつ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもので、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 (1)・(2) 略 (使用者の決定) 第35条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。

改正後	改正前
ただし、入居者又は同居者が <u>身体障がい者</u> である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、当該特定の者に当該駐車場を使用させることができる。	ただし、入居者又は同居者が <u>身体障害者</u> である場合その他特別な理由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、当該特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第25号

大府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大府市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年大府市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する令第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第22条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 略	（園路及び広場） 第 3 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する令第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1）～（5） 略 （6） 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第21条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 （7） 略

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第26号

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

大府市水道布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成24年大府市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者の資格） 第 2 条 略 2 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> （2） 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務</u>	（布設工事監督者を配置する工事の範囲及び布設工事監督者の資格） 第 2 条 略 2 法第12条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1） 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> （2） 学校教育法による大学の<u>土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改正後	改正前
<u>に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「<u>専門職大学前期課程</u>」という。))を含む。))又は高等専門学校(次号において「<u>短期大学等</u>」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)) (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(次号において「<u>高等学校等</u>」という。))において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)) (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。))又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

改正後	改正前
<u>する者に限る。)</u> (7) 10年以上<u>水道等</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (8) 第1号又は第2号に<u>規定する</u>卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は学校教育法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に<u>規定する</u>卒業生にあつては<u>2年以上</u>、第2号に<u>規定する</u>卒業生にあつては<u>3年以上水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(第1号に規定する卒業生にあつては1年以上、第2号に規定する卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道	(5) 10年以上<u>水道</u>の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は学校教育法による大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては<u>1年以上</u>、第2号の卒業生にあつては<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道

改正後	改正前
を選択したものに限る。)であって、1年以上<u>水道等</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> <u>(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (水道技術管理者の資格) 第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第2項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第2項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の<u>課程</u>又はこれらに相当する<u>課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同項第1号に規定す	を選択したものに限る。)であって、1年以上<u>水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (水道技術管理者の資格) 第3条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1) 前条第2項に<u>規定する布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) 前条第2項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の<u>前期課程</u>にあつては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業し

改正後	改正前
る学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第2項第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した（<u>専門職大学前期課程を修了した場合を含む。</u>）<u>後</u>、同項第1号に規定する学校<u>の卒業者</u>については5年以上、同項第3号に規定する学校<u>の卒業者</u>（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。</u>）については7年以上、<u>同項第5号</u>に規定する学校<u>の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する<u>卒業者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略 (7) <u>技術士法第4条第1項に規定する第2次試験のうち上下水道部門に</u>	た者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程</u>にあつては、修了した者）については6年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 略 (4) 前条第2項第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した<u>後</u>（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u>）、同項第1号に規定する学校<u>を卒業した者</u>については5年以上、同項第3号に規定する学校<u>を卒業した者</u>（<u>同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者</u>）については7年以上、<u>同項第4号</u>に規定する学校<u>を卒業した者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する<u>学校を卒業した者</u>ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) 略

改正後	改正前
<u>合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（8） 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 24 日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第27号

大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大府市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和45年大府市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(消防職員の定数) 第 4 条 消防組織法第11条第 2 項の消防職員の定数は、 <u>115人</u> とする。 2 ・ 3 略	(消防職員の定数) 第 4 条 消防組織法第11条第 2 項の消防職員の定数は、 <u>105人</u> とする。 2 ・ 3 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月24日

大府市長 岡 村 秀 人

大府市条例第28号

大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和45年大府市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係）										別表 退職報償金支給額表（第 2 条関係）									
階級	勤務年数									階級	勤務年数								
	3 年 以上	5 年 以上	7 年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年以上	35年以上		3 年 以上	5 年 以上	7 年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上	30年以上	
	5 年 未満	7 年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満	30年 未満	35年未満			5 年 未満	7 年 未満	10年 未満	15年 未満	20年 未満	25年 未満	30年 未満		
	略	略	略	略	略	略	略	979, 000円			1, 079, 000円	略	略	略	略	略	略		略
副団 長	略	略	略	略	略	略	略	909, 000円	1, 009, 000円	副団 長	略	略	略	略	略	略	略	909, 000円	
分団 長	略	略	略	略	略	略	略	849, 000円	949, 000円	分団 長	略	略	略	略	略	略	略	849, 000円	

改正後										改正前									
	副分 団長	略	略	略	略	略	略	略	809,000円	<u>909,000円</u>		副分 団長	略	略	略	略	略	略	809,000円
	部長 及び 班長	略	略	略	略	略	略	略	734,000円	<u>834,000円</u>		部長 及び 班長	略	略	略	略	略	略	734,000円
	団員	略	略	略	略	略	略	略	689,000円	<u>789,000円</u>		団員	略	略	略	略	略	略	689,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。